



## ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈 制度的な一貫性と個別事件における妥当性の緊張関係

著者	高橋 宏司
雑誌名	同志社法學
巻	58
号	2
ページ	383-453
発行年	2006-06-30
権利	同志社法學會
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000010947">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000010947</a>

# ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈

―制度的な一貫性と個別事件における妥当性の緊張関係―

高橋 宏 司<sup>①</sup>

## 目次

1. 序論
2. 管轄権行使についての裁量
  - a. イングランド判例
  - b. 裁量を有しないとす論拠
  - c. 裁量を有するとする論拠
  - d. ヨーロッパ司法裁判所の最近の判決（Owusu事件）
  - e. 評釈
  - f. 今後の課題
3. 被告を困惑させ抑圧する訴訟に対しての訴訟差止命令（antisuit injunction）

- a. 訴訟差止命令とは
  - b. ヨーロッパ司法裁判所の最近の判決 (Turner事件)
  - c. 評釈
  - d. 今後の対応
4. 管轄合意違反への対抗策
  - a. 最近のヨーロッパ司法裁判所の判決 (Gasser事件)
  - b. 評釈
  - c. 管轄合意違反の訴訟に対する訴訟差止命令
  - d. 対応策
  - e. ハーグ合意管轄条約
5. 最後に

## 1. 序論

国際民事紛争を裁判で解決する場合、従来から、ロンドンとニューヨークが法廷地として好まれてきた。したがって、イングランドと全く無関係な事件でもロンドンの裁判所が利用されることが少なからずある。ただ、どのような事件でも、原告がロンドンの裁判所に訴えを提起すれば必ず審理されるという訳ではない。各国の裁判所は、どのような国際事件について紛争処理するかを定めた規則 (国際裁判管轄規則) を持つており、イングランドの裁判所も例外ではない。イングランドの場合、被告の住所の所在地などの基準に従い、二種類の管轄規則を区別して適用している。

まず、ひとつは、EU加盟国に共通の規則であり、通称ブラッセルズ規則と呼ばれている。これは、一九六八年に成立したブラッセルズ条約<sup>3</sup>が数次の改正を経て、二〇〇二年に法形式を条約から理事会規則（Council Regulation）<sup>4</sup>に変えたものである。ブラッセルズ条約は大英帝国には一九八七年から施行されている。本稿で扱う判例は、すべてブラッセルズ条約の下で出されたものである。しかし、ブラッセルズ規則の大部分の規定はブラッセルズ条約のものを引き継いでおり、また、規則は条約との継続性を有している<sup>6</sup>ので、本稿が扱う問題に関しては、ブラッセルズ規則の適用がある事件でも、同じ処理がなされると考えられる。なお、EU加盟国とスイス・ノルウェー・アイスランドとの間にはルガーノ条約<sup>7</sup>があり、基本的内容をブラッセルズ条約と同じくしている<sup>8</sup>ので、本稿で扱う問題はやはり同様に処理されると考えられる。

各EU加盟国には、ブラッセルズ条約の締約国<sup>8</sup>やEUの加盟国となる前から適用されていた管轄規則（以下、伝統規則と呼ぶ）がある。今日でも、条約の適用対象外の事件には、各国で伝統規則が適用される。イングランドの場合、主たる法源は判例法（common law）とCivil Procedure RulesのRule 6.20<sup>10</sup>であり、これがイングランド裁判所が従うもうひとつの管轄規則である。

イングランドの伝統規則とブラッセルズ条約・規則とのアプローチの違いは大きく、イングランドの裁判所はできるだけ伝統規則的なアプローチをとる傾向にあった。しかし、この二年ほどの間に、ヨーロッパ司法裁判所は、三つの重要な争点において、イングランド流解釈を否定する判決を三度下した<sup>12</sup>。それらは、判決日の古い方からErich Gasser GmbH v. Misat Srl<sup>13</sup>、Turner v. Grovit<sup>14</sup>、Owusu v. Jackson<sup>15</sup>事件である。本稿では、この三判決を検討していくが、そこから浮かび上がるのは、個別事件の具体的事情に即した解決を志向するイングランドの伝統的アプローチ対ブラッセルズ条約・規則の制度趣旨を貫徹しようとするヨーロッパ司法裁判所のアプローチという構図である。ここで、ブラッセル

ズ条約・規則の制度趣旨とは、締約国・加盟国間での判決の承認・執行にあたり、判決国裁判所の管轄権を再審査しない簡易な要件・手続で済むように、締約国・加盟国の管轄規則を統一し、その正確な適用について締約国・加盟国間で相互の裁判所を信頼しあうことにある。<sup>(17)</sup>

## 2. 管轄権行使についての裁量

イングランドの伝統規則の下では、被告のイングランドにおける一時的な所在を原因とする、過剰管轄とも見られる広い管轄権を認めている。しかし、管轄権があつても、それを行使するかについては裁判所に裁量権が認められている。当該事案に照らして<sup>(18)</sup>イングランドよりも明らかにより適切な法廷地がある場合、裁量により訴訟を中止できるのである（フォーラム・ノン・コンベニエンス *(forum non conveniens)* 法理<sup>(19)</sup>）。他方、ブラッセルズ条約・規則の下では、各締約国・加盟国の過剰管轄原因を排して厳格な管轄規則を制定している<sup>(20)</sup>ので、明示に規定されている一定の例外を除いて、裁量によつて訴訟を中止したり管轄を拒否したりできない。フォーラム・ノン・コンベニエンス法理は、大英帝国だけでなく、同じくコモン・ロー（英米法）国であるアイルランドにも存在するが、ブラッセルズ条約を起草したシビル・ロー（大陸法）諸国には、一般には存在しない<sup>(21)</sup>ことが、背景にある<sup>(22)</sup>。

管轄権の行使に裁量を認めることには、長所と短所がある。フォーラム・ノン・コンベニエンス法理により、イングランド裁判所は、具体的事案に照らしてイングランドが適切な法廷地であると判断される場合にのみ管轄権を行使するという長所がある反面、裁量がある分子測可能性が低くなり、訴訟の入り口の段階で、多くの時間と費用が必要となる<sup>(23)</sup>ことがあるという短所がある。他方、管轄権行使について裁量がなければ、その分子測可能性が高まるという長所があ

る反面、具体的事案に照らすと必ずしも適切な法廷地でなくとも管轄を拒否できず、審理により長期を要し費用がかかるといふ短所がある。

大英帝国・アイルランド・デンマークがブラッセルズ条約の締約国になった一九七八年に、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理のブラッセルズ条約との整合性が問題となったが、その際作成されたSchlosserレポートは、<sup>(26)</sup>「原告は、どの裁判所が管轄を有するか確信を持たなければならない。当該裁判所が他の裁判所に比べて権限が小さいと判断する危険を冒して原告が時間と費用を浪費しなければならないようであってはならない」とし、「ブラッセルズ条約の下では、その規定に従い、締約国は管轄権を有するだけでなく、その管轄権を行使する義務を負う」としている。したがって、たとえ、裁量の是非について見解の相違があつても、イングランド裁判所も、ブラッセルズ条約・規則の適用がある事件では、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理を使えないということは認めてきた。<sup>(27)</sup>ブラッセルズ条約・規則が管轄権を締約国・加盟国間で割り振るのは、主として被告がいずれかの締約国・加盟国に住所（*domicile*）を有する場合である。その場合、当該締約国・加盟国の裁判所に管轄が認められるほか、<sup>(28)</sup>事件の種類によつては、他の締約国・加盟国の裁判所にも管轄が認められている。伝統規則は、ブラッセルズ条約・規則の適用のない事案に適用されるから、原則として、被告がいずれの締約国・加盟国にも住所を有しない場合に適用される。<sup>(30)</sup>

問題は、適用の境界領域にあるとも考えられる事件である。すなわち、被告の住所がイングランドにあつてイングランド裁判所がブラッセルズ条約・規則上の管轄権を有するが、他の締約国・加盟国との関係がない事件で、明らかにより適切な法廷地が非締約国・非加盟国である場合も、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理による訴訟の中止はできないのか。

Schlösserレポートは、ブラッセルズ条約の適用範囲を確定したわけではなく、<sup>(31)</sup>より適切な法廷地が締約国である場

合についてしか述べていないと解することもできる。というのは、先に引用した文に前後して、複数の締約国裁判所が管轄権を有している場合や、いずれの締約国も管轄権を行使しない危険について言及しているからである。イングランドの制定法も、この点、明確ではない。一九八二年 Civil Jurisdiction and Judgments Act の第四九条は、「ブラッセルズ条約に反しないかぎり」、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理により訴訟を中止することができるのみ規定している。

#### a. イングランド判例

イングランド裁判所は、当初、そのような場合もブラッセルズ条約の適用範囲内であるとして、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の適用はないと判示していた。<sup>32)</sup>しかし、Harrods 事件<sup>33)</sup>において、そのような場合は、ブラッセルズ条約の適用範囲外であるとして、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理に基づき裁量により訴訟を中止した。

この事件では、被告会社は、イングランドに登録事務所があつたため住所を有しており、したがって、イングランド裁判所はブラッセルズ条約に基づく管轄権を有していた。しかし、被告会社は、アルゼンチンでのみ営業活動を行い、アルゼンチンが中心的な経営地であつたため、イングランド控訴院は、アルゼンチンがより適切な法廷地であるとして、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理に従い訴訟を中止できると判示した。ブラッセルズ条約は、締約国間のみで管轄権を定めているとの前提のもとで、より適切な法廷地が締約国にある場合と非締約国にある場合とを区別し、後者の場合には、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の適用が可能であると判断したのである。というのは、イングランド裁判所が訴訟を中止すると、そもそも他の締約国で承認・執行されるべき判決がなくなるので、締約国間での判決の承認・執行を簡易な要件・手続で可能にするというブラッセルズ条約の目的に反しないという理由からである。この事件は、貴族院に上訴され、貴族院はヨーロッパ司法裁判所に先行判決を求めたが、その判断が出る前に和解によつて解

決した。<sup>34)</sup>

b. 裁量を有しないとす論拠

これに対して、他の締約国・加盟国との関係がない事件で、明らかにより適切な法廷地が非締約国・非加盟国である場合も、イングランド裁判所は、被告の住所がイングランドにあれば、ブラッセルズ条約・規則上管轄権があるので、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理による訴訟の中止はできないとする見解があり、次のような論拠が挙げられる。

① 他の締約国・加盟国の裁判所が裁量を行使できない事実において、イギリス裁判所が裁量を行使できるとするのは、締約国・加盟国間で管轄規則を統一するというブラッセルズ条約・規則の目的を損なう。

② もし共同体の域内市場との密接関連性を基準にして訴訟の中止を決めるとすると、その適用に困難と不安定さがあり、域内市場への信頼を損なうことになる。<sup>35)</sup>

③ イングランド裁判所が訴訟を中止しないことで非締約国・非加盟国に負担をかけない。確かに、より適切な法廷地である非締約国・非加盟国裁判所が、イングランドとの訴訟の競合を避けるために管轄権行使を差し控える可能性があるが、それは間接的効果にすぎない。<sup>36)</sup>

④ ブラッセルズ規則の前文第一パラグラフは、被告の住所における管轄は、明確に定義づけられた一定の場合を除いていつも利用可能でなければならず、共同体共通の規則の透明性を高めるため法人の住所概念は各国国内法から独立に定義されなければならないと規定しており、<sup>37)</sup>ブラッセルズ条約<sup>38)</sup>以上に裁量を否定するニュアンスがある。



c. 裁量を有するとする論拠

これに対して、イングランド裁判所は、被告の住所がイングランドにあることを原因としてブラッセルズ条約・規則上管轄権がある場合でも、他の締約国・加盟国との関係がない事件で、明らかにより適切な法廷地が非締約国・非加盟国であるならば、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理による訴訟の中止ができるとする見解には、次のような論拠が挙げられる。

- ① ブラッセルズ条約・規則は、締約国・加盟国の伝統規則で認められている管轄原因のうち過剰管轄と考えられるものを排除し、厳格に管轄原因を定めているので、ブラッセルズ条約・規則の下で管轄権ありとされる法廷地は適切な法廷地であるという前提がある。しかし、住所地球轄に関しては、特に法人の住所の場合、適切な法廷地であるという前提が必ずしもなりたない。ブラッセルズ条約の下では、法人の住所は各締約国がその国際私法規則を適用して決めることになっており、Harrods事件においては、被告会社はアルゼンチンでのみ営業活動を行い、アルゼンチンが経営の中心地であったにもかかわらず、イングランドに登録事務所 (registered office) があつたのでイングランドに住所地在所地<sup>(41)</sup>が認められた。ブラッセルズ規則の下では、ブラッセルズ条約と異なり、法人の住所は、加盟国一律に定義されているが、定款上の住所 (statutory seat, siège statutaire)<sup>(42)</sup> または経営の中心地 (central administration) または主たる営業所 (principal place of business) が住所となる。これは基準としては依然として緩やかであり、複数国で住所を有することがありうる。
- ② 締約国・加盟国に住所を有する被告が訴訟の中止を申し立てられないならば、法廷地漁りの標的となり、締約国・加盟国に住所がない被告よりも不利になる。<sup>(43)</sup>
- ③ ブラッセルズ条約の前文およびそこに言及されているEC条約二二〇条<sup>(45)</sup>によると、条約の主目的は締約国間での判

決の円滑な承認・執行であり、管轄権の統一は副次的目的にすぎない。<sup>16)</sup>

④ 締約国・加盟国に住所を持たない被告には、各締約国・加盟国が伝統規則を適用するが、その中には過剰管轄と見られうる管轄原因も含まれる。しかし、その場合でも、一旦締約国・加盟国の裁判所が判決を下すと、その承認・執行は、ブラッセルズ条約・規則の簡易な要件・手続によることになるので、その点是非締約国・非加盟国からは好ましく思われていない。それに加え、もし、ブラッセルズ条約・規則の下で管轄権がある場合には、より適切な法廷地が非締約国・非加盟国にあつても訴訟を中止できないとすると、非締約国・非加盟国からは一層好ましく思われまいであろう。<sup>18)</sup>

⑤ 非締約国・非加盟国との関係は二国間条約によって規律されているかもしれないことを考えると、非締約国・非加盟国との間での管轄の抵触もブラッセルズ条約・規則の適用範囲内とすることは、締約国・加盟国間の司法領域への利益なくして、非締約国・非加盟国との管轄の調整を妨げることになる。管轄権行使についての予測可能性は、確かに締約国・加盟国間では重要であるが、その外にあつては、唯一の価値ではない。イングランド裁判所がフォーラム・ノン・コンベニエンス法理を非締約国・非加盟国との関係に適用して予測可能性が低くなつても、それは締約国・加盟国間の司法的安全を損なわない。<sup>19)</sup>

⑥ ブラッセルズ条約・規則は管轄規則を定めているが、手続法は統一せずに、ブラッセルズ条約・規則の実効性を損なわない限り、各締約国・加盟国に委ねられている。<sup>20)</sup>フォーラム・ノン・コンベニエンス法理も手続問題と見ることができると。<sup>21)</sup>

⑦ 非締約国・非加盟国が明らかにより適切な法廷地であるとして、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理により訴訟を中止することを認めても、ブラッセルズ条約・規則の下で管轄権を有する法廷地が適切な法廷地であるとの前提がある以上、非締約国・非加盟国が明らかにより適切な法廷地であるという要件を満たすためには強い理由が必要である

ので、柔軟性と安定性を兼ね備えた運用が可能である<sup>(52)</sup>。そして、その要件が満たされる事件では、被告が締約国・加盟国内に資産を持つていることは少ないであろうから、原告が締約国・加盟国間で簡易な要件・手続で承認・執行できる判決を得る機会を失う懸念は少ない。逆に言えば、もし、締約国・加盟国内での承認・執行のメリットが大きい事案であれば、訴訟の中止をしない方向に裁量が働くであろう<sup>(53)</sup>。

d. ヨーロッパ司法裁判所の最近の判決（Owusu 事件）

Owusu v. Jackson 事件では、この問題が再び起こり、Harrods 事件と異なり今度はヨーロッパ司法裁判所の判断が下された。原告Owusu氏はインングランドに住所を有しており、やはりインングランドに住所を有している被告Jackson氏から、ジャマイカの別荘を賃借する契約を結んだ。同契約には、近くの私有ビーチを使用することができる旨の条項が含まれていたが、Owusu氏はそこで海水浴中に障害物にぶつかり負傷したため、インングランドで、Jackson氏を契約違反で訴えるとともに、ビーチを所有していた会社やビーチを管理していた会社など複数のジャマイカ会社を不法行為で訴えた。Jackson氏に対する請求については、同氏がインングランドに住所を有していたので、ブラッセルズ条約第二条に基づき管轄権が認められたが、事件はジャマイカで起き、ほとんどの証拠はジャマイカに存在していたので、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理による訴訟の中止ができるかが問題となった。そこで、インングランド控訴院はヨーロッパ司法裁判所に「非締約国の裁判所で提訴されるべきであるとして、自国に住所を有する被告に対する訴えにつき、自国法の下での裁量権に基づき管轄権を行使しないことは、(a)他の締約国の管轄が問題にならない場合や(b)訴訟が他の締約国と関連性がない場合でも、ブラッセルズ条約に反するか」につき先行判決を求めた。

ヨーロッパ司法裁判所の先行判決に先立って、Léger 法務官<sup>(54)</sup>は、裁量による管轄権の不行使は、ブラッセルズ条約に

反すると論告した。同法務官は、紛争が他の締約国と関連性があるかどうかを判断する困難さを指摘した。どの程度の関係性があればよいのか、その基準時は紛争が発生したときか、訴状が送達されたときか、裁判所に事件が係属したときかという問題が生じるからである。<sup>(55)</sup> また、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理が手続法上の原則であるとしても、その適用は、条約の実効性を損ねるため、国内法だけの問題とはできないとした。<sup>(56)</sup> さらに、原告は、訴訟が中止されると、外国裁判所で再提訴しなければならず、時間と費用がかかるので、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理は、ヨーロッパ人權条約の第六条に反し得るとも述べた。<sup>(57)</sup>

ヨーロッパ司法裁判所は、<sup>(58)</sup> 法務官と歩調を合わせ、ブラッセルズ条約は、締約国裁判所が、たとえ他の締約国の管轄権が問題にならず、他の締約国と関係のない事件であつても、非締約国がより適切な法廷地であるという理由で、第二条により与えられた管轄を拒否することを許さないと判示した。この判決によつて、Harrods事件のイングランド判例は覆されたことになる。

理由としては、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の適用を認めると、ブラッセルズ条約の管轄規則、特に第二条の規則の予測可能性を損ね、法的安定性も損ねるとした。<sup>(61)</sup> また、共同体に確立された (established) 人の法的保護を強化するという条約の意図<sup>(62)</sup> にも反するとした。というのは、被告はどの法廷地で応訴しなければならないか合理的に予測できなくなり、外国がより適切な法廷地であると裁判所が判断すれば、今度は原告が反証責任を負うからである。<sup>(63)</sup> さらに、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理は、一部の締約国にのみ認められた法理であるので、その適用を認めると、ブラッセルズ条約の管轄規則の統一的適用を損ねる。<sup>(64)</sup> Onusu事件の事案<sup>(65)</sup>、Jackson氏に対する請求について訴訟の中止ができなければ、ジャマイカの被告会社に対する請求もイングランドで併合審理されることになるだろうが、その場合、証拠収集などの訴訟遂行が困難になり、ジャマイカの被告会社の応訴の負担が大きくなることは、ヨーロッパ

司法裁判所も認めたが、それは第二条の住所地管轄の非裁量的性格を変えるものではないと一蹴した。<sup>(65)</sup>

### e. 評釈

条約の文言解釈をすると、ヨーロッパ司法裁判所の判決は予想されたものであったとする見方がある一方で、フォーラム・ノン・コンベニエンスは条約に規定されていない以上、文言上、認められてもいないが、排斥されてもいないとする見方もある。<sup>(67)</sup>しかし、この事件の核心は、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の適用がブラッセルズ条約上認められていないことを前提として、条約の適用範囲を確定することにあつたことに鑑みれば、いずれの見方も当たっていないと思われる。

ヨーロッパ司法裁判所が、理由の一つとして、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理を適用すると、被告はどの法廷地で応訴しなければならないか合理的に予測できなくなり、被告の利益保護に欠けるとした点が批判の対象となっている。というのは、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理は被告の申立てがなければ発動されないもので、申し立てた被告が、その結果として予見可能性が低くなることについて抗議するとは考えられないからである。<sup>(68)</sup>また、ブラッセルズ条約は被告住所地以外にも管轄原因を定めているので、被告は、住所で応訴する権利を有しているわけではなく、単に原告が持つている管轄の選択肢を知っているだけであり、むしろ予期しているとすると、事件の事実が発生した地(例えば、不法行為ならば不法行為地)での訴訟である。<sup>(69)</sup>

ヨーロッパ司法裁判所が原告の利益の保護も理由としている点については、原告は、締約国に住所や国籍を有していないにもかかわらずブラッセルズ条約の管轄規則を援用できることになっているので、共同体として保護すべき人の対象としては広すぎるように思われる。<sup>(70)</sup>

Owusu 事件の事実在即して言えば、Jackson 氏に対する訴訟の中止ができなくなった結果として、イングランド裁判所は、Jackson 氏に対する訴訟に共同被告に対する訴訟を併合して手続を進めるか、あるいは、共同被告に対する限りで管轄権を否定するかの選択を迫られることになる。前者を選択すると、イングランドに何ら関係のない共同被告の応募の負担が大きく酷であるし、共同被告に対するイングランド裁判所の判決がジャマイカで承認・執行されないおそれがある。また、同様の事件で、イングランドに住所を有する者を被告に加えることによって、イングランドに無関係な被告に対する訴訟をイングランドで併合提起するという訴訟戦術が可能となった<sup>(72)</sup>。それに対し、後者を選択すると、Jackson 氏は求償請求をジャマイカで提起せざるをえなくなり、矛盾判断を受けるおそれがある。したがって、訴訟の中止をし、全ての被告に対する請求について、ジャマイカで訴訟をさせるのが本事案に最も適した事件処理であると考えられる<sup>(73)</sup>。ヨーロッパ司法裁判所は、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理を認めないことにより本事案の処理において不都合が生じうることは認めつつ、それは第二条の住所地管轄の非裁量的性格を変えるものではないと実質的な理由を付せずに一蹴した点も批判されている<sup>(74)</sup>。

#### f. 今後の課題

Owusu 事件判決は、イングランド流解釈の支持者にとつては、不満の多いものであるが、今後それを嘆いてばかりはいられないので、判決の射程範囲の確定に関心が移ってきている。

#### i. 原告が締約国・加盟国に住所を有している場合に判決の射程を限定できるか

Owusu 事件では、原告がイングランドに住所を有していたので、ヨーロッパ裁判所の判決をその文脈で理解し、原

告が締約国・加盟国に住所を有する場合に限定して適用があるものと解する見解がある。<sup>(75)</sup> この見解は、締約国・加盟国間での簡易な手続・要件による判決の承認・執行を通じて域内市場を発展させるには、原告が締約国・加盟国に住所を有しない場合も判決の射程内であると考える方がよいことは認めるが、判決の理由のひとつは、共同体に確立された (established) 人の法的保護を強化するという条約の意図であったことに着目する。そして、インゲランド裁判所は、外国の二当事者間の紛争についてまで、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理による訴訟中止の可能性がないことは歓迎しないであろうと言う。

この解釈は、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の適用範囲をなるべく広く確保するには魅力的であるが、ヨーロッパ司法裁判所の判決で明示されておらず、深読みの感を否めない。

## ii. Owusu 事件で判断されなかった問題

Owusu 事件では、先行判決が求められた問いがもう一つあった。それは、第一の問いについて、裁量によつて管轄を拒否することがブラッセルズ条約に反するという答えであるならば、全ての事案でそうなのか、あるいは特定の事案でのみそうなのか、という問題であった。この問いの趣旨を理解するには、ブラッセルズ条約・規則自体が、条約上の管轄権の行使に一定の例外を設けていることを理解しておく必要がある。例えば、(a) 他の締約国・加盟国が第一六条に列挙された専属管轄権を有している場合 (例えば、不動産の物権に関する訴訟につき不動産所在地に、知的財産権の有効性については登録地に専属管轄権を認めている) は、管轄権の行使ができない。<sup>(76)</sup> (b) 管轄合意により他の締約国・加盟国の裁判所が専属管轄を有している場合は、管轄権を行使できない (第一七条)。<sup>(77)</sup> (c) 同一当事者間での同一事件の訴訟が他の締約国・加盟国に先に提起されていた場合、まず訴訟を中止し、その後、前訴訟裁判所が管轄権の存在を確認す



るに至れば、管轄を拒否しなければならない（第二二条<sup>(78)</sup>）。これらの条文は、締約国・加盟国間の管轄権を調整する場合のため、非締約国・非加盟国に、これらの専属管轄に対応する管轄権がある場合や、先に同一事件の係属がある場合については規定していない。そこで、そのような場合でも、締約国・加盟国の裁判所はブラッセルズ条約上所有する管轄の拒否ができないのかについて、先行判決が求められたのである。

ヨーロッパ司法裁判所は、先行判決は、仮想的問題についての答えを与えるためのものではなく、実際の紛争の解決に必要な答えを与えるためのものであるという理由で、この問いに答えなかった<sup>(80)</sup>。したがって、前述の *Ovissu* 事件判決は、より正確には、非締約国に第一六条の下で専属管轄とされている管轄原因で管轄権がなく、非締約国裁判所が専属管轄合意により指定されておらず、同一当事者間の同一事件が非締約国に先に係属していない場合、という限定を付して理解すべきことになる。

*Harrods* 事件の控訴院は、非締約国がより適切な法廷地であるという理由でブラッセルズ条約上所有する管轄を拒否できないとすると、非締約国に同一訴訟が先に係属しているという理由での管轄の拒否ができなくなり、また、非締約国裁判所の専属管轄合意がある場合の管轄の拒否もできなくなると考え、このような結果は、ブラッセルズ条約の趣旨に反するとした。しかし、ヨーロッパ司法裁判所は、非締約国がより適切な法廷地であるという理由による場合と他の場合を分けて扱うことが可能であると考えたようである。

- 1) ブラッセルズ条約・規則上は専属管轄とされている管轄原因で非締約国・非加盟国の裁判所が管轄権を有する場合、ブラッセルズ条約・規則第二条の被告住所地管轄を有する締約国・加盟国の裁判所は、その管轄を拒否できるか



ブラッセルズ条約第一六条・ブラッセルズ規則第二二条は、締約国・加盟国に専属管轄原因がある場合のみ規定するので、問題となる。この点、スペインとポルトガルのブラッセルズ条約加入のために作成されたSan Sebastian条約について注解するCruz・Real・Janardレポート<sup>(81)</sup>は、非締約国に存在する不動産の物権または賃借権に関する訴訟の場合、ブラッセルズ条約の一般的ルールが適用されて、被告が住所を有する締約国裁判所が管轄権を持つと述べている<sup>(82)</sup>。

この考え方は、締約国に所在する不動産の物権に関する訴訟で唯一合理的な法廷地は、その不動産の所在地であるというブラッセルズ条約自体のとする考え方に矛盾するものであるとして批判されている。もし、フランス裁判所がドイツの土地の賃貸借や特許の有効性について管轄権がないのならば、なぜアルゼンチンの土地の賃貸借や日本の特許の有効性については管轄権があると言えるのか理解できないというのである<sup>(83)</sup>。

フランスでは、ブラッセルズ条約が締結された頃から、第一六条で専属管轄とされている管轄原因で非締約国裁判所が管轄権を有する場合、ブラッセルズ条約上の管轄権を有する締約国裁判所は、その伝統規則に従って管轄権を拒否することが可能であるという「専属管轄の反射効」(effet reflexe des compétences exclusives)理論が提唱されていた<sup>(84)</sup>。イングランド裁判所も、そのような場合、裁量により訴訟を中止するであろうと考えられる<sup>(85)</sup>。

2) 非締約国・非加盟国の裁判所を指定する管轄合意がある場合、ブラッセルズ条約・規則第二条の被告住所地管轄を有する締約国・加盟国の裁判所は、その管轄を拒否できるか

ブラッセルズ条約第一七条・ブラッセルズ規則第二三条は、管轄合意が締約国・加盟国を指定する場合のみを規定するので問題となる。この点、Schlosserレポートは、「非締約国裁判所を指定する管轄合意があるにもかかわらず、締約国裁判所に提訴された場合、その締約国裁判所が管轄を拒否しなければならないかは法廷地法により決まる。法廷地の

国際私法規則が外国法を指定する場合は、当該外国法が適用される。これらの法により管轄合意が無効ならば、ブラッセルズ条約の管轄規則が適用される」と述べている。<sup>(86)</sup>そして、ヨーロッパ司法裁判所は、Coreck Maritime GmbH v. Handelsveem BV事件<sup>(87)</sup>において、Schlosserレポートの該当部分に言及しつつ、「ブラッセルズ条約第一七条は非締約国を指定する管轄合意には適用がない。そのような管轄合意にもかかわらず提訴を受けた締約国裁判所は、自国の国際私法規則を含む準拠法を適用して合意の有効性を評価する」と判示した。したがって、第一七条の要件を満たす必要はないと解される。<sup>(88)</sup>

管轄合意を無視することは商業取引の妨げとなるので、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理に対するのとは異なり、裁量により管轄を拒否することに対する反対は強くない。例えば、イングランド会社がフランス会社との取引においてニューヨーク裁判所を指定する管轄合意をしていた場合、もしイングランドで提訴されて、イングランド裁判所が管轄を中止する裁量権を有しなければ、共同体の域内市場の発展が阻害されうる。<sup>(89)</sup>

イングランド裁判所は、その伝統規則上、外国裁判所を指定する管轄合意に反して提訴を受けた場合、被告が訴訟の中止を申し立てれば、強い反対の理由が示されないかぎり、裁量により訴訟を中止することができる。そして、エジプトを指定する管轄合意にもかかわらず提訴を受けた事件において、被告の住所地としてブラッセルズ条約の定める管轄権を有していたが、この裁量権を肯定した。<sup>(91)</sup>この判例は、Owusu事件の後も変更されることはないであろう。<sup>(92)</sup>実際、Konkola Copper Mines plc v. Coronin事件<sup>(93)</sup>において、イングランド裁判所は、ブラッセルズ規則第二条およびルガーノ条約第六条二項により管轄権を有していたが、ザンビアを指定する管轄合意を理由として訴訟を中止することは、Owusu事件判決によって妨げられていないと判示した。フォーラム・ノン・コンベニエンス法理は、ブラッセルズ条約に規定されていないのに対し、管轄合意については、ブラッセルズ条約第一七条が、合意が指定する締約国裁判所に

専属管轄を与えており、当事者自治とそれによって達成される法的安定性は、管轄合意が非締約国裁判所を指定している場合でも反古にされるべきではないと説示した。そして、フランスのヴェルサイユ控訴院 *Bruno v. Société Citibank* 事件判決<sup>94)</sup>にも触れ、この判決が、住所地管轄が非締約国裁判所を指定する管轄合意に優先すると判示したことに対して、非常に形式的であり、実質的な理由を欠くと批判した。

3) 同一当事者間の同一事件が非締約国・非加盟国の裁判所に先に係属している場合、ブラッセルズ条約・規則第 二条の被告住所地管轄を有する締約国・加盟国の裁判所は、その管轄を拒否することができるか

ブラッセルズ条約第二条・ブラッセルズ規則第二七条によると、先に提訴がなされた法廷地が優先するが、締約国・加盟国間での訴訟競合のみが扱われているので問題となる。

ブラッセルズ条約第二七条五項・ブラッセルズ規則第三四條四項によると、非締約国・非加盟国の裁判所の判決であっても、締約国・加盟国でその伝統規則上の承認要件を満たせば、その後に矛盾する判決が締約国・加盟国の裁判所により下されても、それに優先することになっている。したがって、訴訟経済や矛盾判断の防止といった第二一条・ブラッセルズ規則第二七条の趣旨は、非締約国・非加盟国との訴訟競合にも当てはまるといふ指摘がある<sup>95)</sup>。

しかし、この前訴優先の原則は、相互に信頼できる締約国・加盟国間でのみ正当化しうる。非締約国・非加盟国の管轄規則がブラッセルズ条約・規則よりも緩やかでありうるので、先に係属したというだけで非締約国・非加盟国の訴訟を優先し、締約国・加盟国の訴訟を中止すると、締約国・加盟国間でブラッセルズ条約・規則の簡易な手続・要件の下で承認・執行される判決を得る機会を原告から不当に奪ってしまうことになる。さらに、ブラッセルズ条約・規則は非締約国・非加盟国に対する拘束力を持たないから、締約国・加盟国の裁判所に先に提訴されても、非締約国・非加盟

国の裁判所は管轄を拒否する義務はない。逆の事案で締約国・加盟国の裁判所のみが管轄を拒否する義務を一方的に負うのは不均衡である。

そこで、ブラッセルズ条約第二一条・ブラッセルズ規則第二七条とは異なり、裁量を認めるべきであるという考えが主張され、<sup>(96)</sup> 非締約国・非加盟国での訴訟だけが続けられるべきであると判断されるときには締約国・加盟国の訴訟を中止し、逆に、非締約国・非加盟国での訴訟が誤りであると判断されるときは訴訟差止命令を発する余地を認めるべきであるという見解が表明されている。<sup>(97)</sup> イングランド裁判所は、伝統規則の下では、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の下で、裁量により訴訟を中止するかどうかの判断にあたって、訴訟競合を勘案する。シビル・ロー国にも、訴訟競合の場合に裁判所に裁量による管轄の拒否を認める国がある。<sup>(98)</sup> これらの伝統規則がこの場面でも適用されると解すべきであろう。

iii. イングランド裁判所が第二条以外のブラッセルズ条約・規則の規定により管轄権を有している場合、非締約国・非加盟国が明らかにより適切な法廷地であることを理由としてフォーラム・ノン・コンベニエンス法理の下で訴訟を中止できるか

ブラッセルズ条約・規則は、締約国・加盟国のいずれかに住所を有する被告について、第二条により住所地国に管轄権を認めるほか、事件の類型などに応じて一定の場合に他の締約国・加盟国にも管轄権を認めている。例えば、第五条一項は、契約紛争について、紛争にかかる債務の履行地に管轄権を認めている。そこで、被告が他の締約国・加盟国に住所を有しているが、イングランドが履行地となる契約債務について、第五条一項に基づきイングランド裁判所が管轄権を有する場合、非締約国・非加盟国が明らかにより適切な法廷地であるとして訴訟を中止できるだろうか。

インゲランド裁判所は、第二条以外の規定により管轄権があり、他の締約国とは何らの関係もないとは言えない事実でも、Harrods事件の判旨を延長し、非締約国が明らかに適切な法廷地である場合には、訴訟を中止してきた。<sup>(9)</sup>

Owusu事件では、ブラッセルズ条約の下で締約国裁判所の管轄原因となりうる連結点の全てが非締約国に存在していた。そして、先行判決の申立て文言に対応して、ヨーロッパ司法裁判所の判決も「たとえ他の締約国の管轄権が問題とならず、訴訟が他の締約国と何ら関係がない場合でも」という限定が付されていた。したがって、文言上は、住所が二締約国以上にある事案が除外されているほか、第二条以外のブラッセルズ条約の規定により、被告の住所地国以外に管轄権が認められる事案も除外されている。というのは、第二条以外のブラッセルズ条約の規定により管轄権があれば、被告は他の締約国に住所を有している以上、他の締約国と何らの関係もないとは言えないからである。

しかし、第二条以外の管轄規則により管轄がある場合も、Owusu事件判決の射程内であると解することができる。<sup>(10)</sup> なぜなら、ヨーロッパ司法裁判所は、判決理由において、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の適用は、ブラッセルズ条約の管轄規則、特に第二条の規則の予測可能性を損なうと述べて、第二条以外の管轄規則を除外していないのみならず、その前で、法的確実性の要請により、第二条以外の管轄規則は、被告がどこで応訴しなければならないか予測できるように解釈されなければならないと述べているからである。<sup>(11)</sup>

さらに、実質的理由として、住所地管轄以外のブラッセルズ条約・規則の管轄規定は、弱者保護などの特定の目的を追求していることを挙げる見解がある。例えば、消費者契約に関する訴訟を消費者が原告になって提起する場合、消費者自身の住所および被告である契約相手方の住所に管轄権が認められている。<sup>(12)</sup> このうち消費者自身の住所に管轄権が認められているのは、弱者保護の趣旨であり、これはフォーラム・ノン・コンベニエンス法理により弱められるべきではないとされる。<sup>(13)</sup>

しかし、反対に、被告の住所地が本来は適切な法廷地であって *Owusu* 事件判決を正当化するのに対し、それ以外の管轄原因による場合は、法廷地は被告と人的つながりがないことから、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理の適用を肯定する考え方もある。<sup>106</sup> 確かに、第二条以外の管轄原因による場合は、法廷地は、被告との人的つながりに欠けることがあるが、不法行為事件における不法行為地など事案との間に特に強い関連があることから管轄原因として認められているのであり、それが特に消費者などの弱者保護を趣旨としていない場合であっても、被告住所地に比べて適切さを欠く法廷地であるとは言えない。したがって、*Owusu* 事件判決の射程内であり、裁量的な管轄拒否は認められないと解するのが妥当であろう。

なお、第一六または一七条による専属管轄の場合のみ *Owusu* 事件判決の射程外と解する見解がある。<sup>106</sup> イングランド裁判所が、不動産の物権に関する訴訟で不動産所在地として専属管轄権を有する場合や、管轄合意により専属管轄権を有する場合にも、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理により訴訟を中止できるとするのは行き過ぎであるとの理由<sup>107</sup> である。しかし、このような事案では、裁量による管轄拒否の余地を認めても、より適切な法廷地が他国にあることは稀であろうから、結論的には大差ないであろう。むしろ、逆に、このような事案であっても、非締約国・非加盟国がより適切な法廷地であると認められる場合には、裁量による管轄拒否を認めるべきであろう。

iv. 被告を困惑させたり抑圧する訴訟であることを理由にイングランド裁判所は訴訟を中止できるか

フォーラム・ノン・コンベニエンス法理とは別に、被告を困惑させ抑圧する (*vexatious or oppressive*) 訴訟の場合<sup>108</sup> には、ブラッセルズ条約・規則で定められた管轄権を有する事案でも訴訟を中止できるという見解がある。これは *Owusu* 事件以前に主張されていたものであるが、*Owusu* 事件判決によって否定されていないと考える余地がある。と

いうのは、ヨーロッパ司法裁判所は、Kongress Agentur Hagen GmbH v. Zeelaghe BV 事件において、ブラッセルズ条約は締約国の手続法を統一しようとするものではないので、各締約国の手続法上の訴訟要件はブラッセルズ条約の実効性を損ねない範囲で適用できると説示したからである<sup>⑩</sup>。したがって、単に、より適切な法廷地が外国にあるのではなく、訴訟が被告を困惑させたり抑圧するものである場合には、手続法上の訴訟要件に欠けるという理由で訴訟を中止したり訴えを却下してもブラッセルズ条約・規則に反しないと思われる。実際、以下に紹介する Turner v. Grovit 事件では、スペインの裁判所が、訴権の濫用などの手続法上の理由で訴えを却下する可能性があることをヨーロッパ司法裁判所の判決は暗黙の前提としているように解せられる。

#### V. 「住所」概念の再考

住所地管轄がある場合に訴訟を中止できなくなった以上、第二条の「住所」概念を再検討する必要があるかもしれない。法人について、Harrods 事件の事案のように、アルゼンチンでのみ営業活動を行い、アルゼンチンが中心的な経営地であっても、イングランドに登録事務所 (registered office) があることにより被告の住所をイングランドに認める現行規定<sup>⑪</sup>でよいであろうか。登録事務所は一九八五年 Companies Act の下で、公的文書を受け取る場所であり、レターヘッドなどの通信文書に記載されなければならないが、営業所である必要はなく、便宜的に弁護士事務所の所在地を登録事務所として使用することもできるので、再考の余地があると思われる。

また、Ovusu 事件においては、Jackson 氏がイングランドと十分に密接な関係があれば、イングランドで応訴を強いられたり、ジャマイカで求償請求する際に生ずる矛盾判断の危険を甘受すべきであると言いうるが、現行規定<sup>⑫</sup>のように、自然人については三週間の居住でイングランドに住所があると推定するのが充分かどうかは再考の余地があるだろう。



### 3. 被告を困惑させ抑圧する訴訟に対しての訴訟差止命令 (antisuit injunction)

#### a. 訴訟差止命令とは

コモン・ロー諸国の裁判所は、濫訴の場合のように、限られた状況下ではあるが、外国訴訟の原告に対して訴訟差止命令<sup>113</sup>という命令を発して、当該外国訴訟の開始や継続をやめるよう命ずる場合がある。

訴訟差止命令の名宛人は、外国裁判所ではなく、外国訴訟の原告であるという点で、外国の主権を侵害していないという建前があるが、実際には、外国訴訟を妨げる効果をもち、それを意図した命令であることに変わりはないため、国際礼讓 (comity) に反しないよう、イングランドでは、訴訟差止命令の発令には厳格な要件が立てられている。それは、イングランドが当該事件の「自然な法廷地」(natural forum)、つまり最も適切な法廷地であること、外国訴訟の遂行が被告を困惑させたり抑圧するものである (vexatious or oppressive) こと、訴訟差止命令を発することによって外国訴訟の原告からその訴訟における有利さを不当に奪うものではないことである<sup>114</sup>。それぞれの要件について、裁判所の裁量の余地が大きい。訴訟差止命令は、シビル・ロー諸国では一般に存在しない<sup>115</sup>ので、これらの要件が、十分に厳格かどうかは異論のありうるところであるが、ブラッセルズ条約・規則自体には反しない<sup>116</sup>。問題は、イングランド裁判所が、他の締約国・加盟国の訴訟について訴訟差止命令を発することが、ブラッセルズ条約・規則に反しないかである。ブラッセルズ条約・規則は、締約国・加盟国の裁判所の管轄権を統一し、その適切な適用について各締約国・加盟国の裁判所が相互に信頼することによって、締約国・加盟国間では簡易な手続・要件の下で判決の承認・執行ができる制度を構築して



いる。そこで、この相互信頼関係と訴訟差止命令が矛盾しないかが問題となるのである。

b. ヨーロッパ司法裁判所の最近の判決 (Turner事件)

他の締約国の訴訟について訴訟差止命令を発することがブラッセルズ条約に反するかが問題になったのは、Turner v. Grovit事件<sup>11)</sup>である。Turner氏は、使用者であったアイルランド法人Haradaに対して、不当解雇を主張してイングランドで提訴した。Haradaは、イングランドに経営の中心地を有していたので、ブラッセルズ条約第二条に従って住所地球管轄権を有していたイングランドの労働審判所は、Turner氏の請求を認容した。これを受けて、Haradaの関連会社であったChequepointは、Turner氏がその被用者であったとして同氏に対してスペインで提訴し、雇用契約違反に基づき、八五〇〇万ペセタ(約七〇〇万円)という巨額の損害賠償請求をした。Turner氏は、スペインの訴訟には応訴せず、スペイン訴訟を差し止めるため、HaradaとChequepointを事実上支配していたGrovit氏に対する訴訟差止命令の発令をイングランドで申し立てた。

イングランド控訴院は、当事者はスペインとイングランドで形式的には異なるが、いずれもGrovit氏が支配している点で実質的に同じであると認定し、ChequepointはTurner氏の雇用契約がHaradaとの間のものであることを知りつつ、イングランド訴訟の争点を繰り返すことで、Turner氏を疲弊させるためにスペイン訴訟を提起したものであり、それはイングランド訴訟手続の濫用にあたる<sup>12)</sup>とした。そして、イングランド裁判所は、イギリス訴訟当事者を困惑させたり抑圧する外国訴訟について訴訟差止命令を発する権限を有しており、それは、当該外国がブラッセルズ条約の締約国であったも、ブラッセルズ条約に反しないと判断した。

Turner事件は貴族院に上訴され、貴族院はヨーロッパ司法裁判所に、適法に提起されたイングランド裁判所の訴訟

手続を無意味にしたり、妨害したりする目的で他の締約国で信義に反する訴訟を提起しようとしていたり、継続している者に対して、訴訟差止命令を発することは、ブラッセルズ条約に反するかについて、先行判決を求めた。<sup>(18)</sup>

大英帝国政府はヨーロッパ司法裁判所に意見を提出し、訴訟差止命令は外国裁判所の管轄権の評価を伴うものではないので、被告の不誠実な行為に向けられた手続法上の制度であること、<sup>(19)</sup> イングランド訴訟手続の調和 (integrity) はイングランド裁判所しか守れないこと、訴訟差止命令によって、実質的に同一紛争を扱う法廷地の数が減ることになり、ブラッセルズ条約の目的にかなうことを主張した。

しかし、Colomer 法務官は、イングランドの訴訟差止命令は、締約国間の相互信頼に疑問をはさむものであると見受けられるとして、それを決定的理由に、締約国の訴訟に対して発するのはブラッセルズ条約に反すると論告した。また、たとえ訴訟差止命令が手続法上の手段であるとしても、ブラッセルズ条約の精神に反するので、許されないとした。

そして、ヨーロッパ司法裁判所も、他の締約国における訴訟の提起や継続をやめるよう、自国の訴訟の当事者に対して訴訟差止命令を発することは、たとえ自国の訴訟手続を無意味にする目的で外国訴訟の原告が不誠実に行っている場合であっても、ブラッセルズ条約上許されないと判示した。理由としては、訴訟差止命令は、他の締約国裁判所の管轄を審査せずに相互に信頼するというブラッセルズ条約の前提に反すること、<sup>(20)</sup> 訴訟差止命令が手続法上の手段であるとしても、ブラッセルズ条約の管轄規則の適用を限定する効果を有するので、条約の実効性を損なうことを挙げた。<sup>(21)</sup> 訴訟差止命令によって、実質的に同一紛争を扱う法廷地の数が減ることになり、ブラッセルズ条約の目的にかなうとの主張については、矛盾する訴訟差止命令が異なる締約国から発せられる危険があることなどを理由に、採用しなかった。<sup>(22)</sup>

## c. 評釈

この判決の結論には、賛成の声も多い<sup>126</sup>。スペイン訴訟のコントロールは、問題となるのが提訴の動機であれ、請求の原因の不存在であれ、進行しているイングランド訴訟との関連性であれ、管轄権の不存在であれ、イングランド裁判所ではなく、スペイン裁判所が判断し対処すべきことであり、イングランド裁判所の訴訟差止命令はスペイン裁判所の管轄を否定する効果を有しているからである<sup>127</sup>。

しかし、Turner事件判決は、個別事件における当事者間の公平・正義の実現に支障をもたらすとする声は大きい<sup>127</sup>。Turner事件のように、イングランド訴訟の被告が、他の締約国で、形式上は別の当事者を使ってイングランド訴訟の原告を訴え、上訴も含め長期化する訴訟によって疲弊させ、和解交渉を有利にしたり、巨額の請求をしてあわよくば勝訴判決を得ようとするかもしれない。そのような不誠実な訴訟戦術を直ちにストップできる実効的な訴訟差止命令を使わず、ただ外国裁判所の救済を待たなければならぬというのは、これまでのイングランド流の訴訟術の常識からすれば全く信じられないことのようにである<sup>128</sup>。自国裁判所の判断に代えて他国の法制度と裁判制度を信頼することとは、理想社会に在る裁判官や外交官にとっては結構なことかもしれないが、実社会に在る訴訟当事者には役に立たないとの指摘もある<sup>129</sup>。したがって、制度上の建前や締約国の利益の保護を、個別事件における当事者間の公平・正義の実現という実上の要請に優先させた判決であると評されている<sup>130</sup>。

自国の訴訟手続の濫用を防ぐ何らかの手段は、おそらく全ての法制度で用意されているであろう<sup>131</sup>。しかし、ブラッセルズ条約・規則は手続法を統一するものではない以上、訴権の濫用への対処について、他の締約国・加盟国の手続法を信頼することはできないはずである。したがって、訴訟差止命令は、被告を困惑させ抑圧する訴訟に対して発せられる場合は、以下に検討する管轄合意違反で提起された訴訟に対して発せられる場合と区別して、管轄を定めるブラッセル

ズ条約の実効性を損ねるものではないとして許すこともできたのではないかと思われる。

いずれにせよ、条約の現実の機能の不完全さや、コモン・ローとシビル・ローという異なる伝統が共存する方法について、貴族院判決や連合王国意見が建設的に考える機会を提供し、多くの議論がなされてきたにもかかわらず、ヨーロッパ司法裁判所は、二年半もの歳月をかけて、短い理由しか判決に付けていない。このことを遺憾とし、本事件を担当した一人の裁判官の中に、連合王国やアイルランドの裁判官がいなかったことが議論の質の向上に寄与しなかったと指摘する評釈がある。<sup>(13)</sup>

#### d. 今後の対応

イングランド裁判所は、他の締約国・加盟国の訴訟に対して訴訟差止命令を発することができなくなったが、当該外国裁判所の適切な判断と処置に委ねるほか、イングランド内でのみ効果が生じる手続をとることはできる。したがって、当該外国裁判所が将来下す当該事件の判決の承認を拒否することを予め宣言したり、手続を濫用している当事者を裁判所侮辱罪 (contempt of court) に処したり、その損害賠償責任を認める途が残されている。<sup>(14)</sup> このうち、裁判所侮辱罪の具体的制裁としては、イングランドでの訴訟活動を禁じたり、過料・拘禁に処したり、資産を没収したりできるが、これらの準刑事罰は、そもそも訴訟差止命令と比べて均衡のとれた対処法ではない。<sup>(15)</sup> しかし、訴訟差止命令が認められない以上、代替策として考慮されうるであろう。

損害賠償については、一九八一年 United Kingdom Supreme Court Act 第五〇条が、差止命令や特定履行に加え、あるいはそれらに代えて、損害賠償を命じる裁量権を裁判所に認めている。以下に検討する Union Discount Co Ltd v Zoller 事件判決<sup>(16)</sup>は、専属管轄合意に反して提起された訴訟の費用の損害賠償責任を肯定したが、被告を困惑させたり抑

庄する訴訟を提起したことに對しても損害賠償責任が認められるかは、先例がなく不明である。

次に、共同体全体の対応として、手続の濫用に対する共同体としての制裁のメカニズムを構築するのが理想的であり、その第一歩として手続の濫用の概念を共同体共通にしていく必要があるという見解があるが、困難は大きいだろう。

さらに、Turner事件でスペイン裁判所が、イングランドでの同一訴訟の係属に気づいていなかったという仮定のもと、電話による裁判所間での通知も含めて、他の締約国・加盟国で係属中の訴訟に関する情報交換の促進を提唱する見解がある。<sup>(39)</sup>しかし、Turner事件では、Growth氏の支配する別個の法人が訴訟に関与しており、第二条の訴訟競争の規定の適用にあたって、同一グループ内の別個の法人が同一当事者としてみなされるかは不明確であるので、スペイン裁判所は、たとえイングランドの訴訟に気づいていても、訴訟競争を理由に管轄を拒否する必要はなかった可能性が高い。また、当事者の自衛策として、訴訟を関連当事者に対しても提起することにより、第二条の訴訟競争の規定の下で、抑圧的な訴訟が他の締約国で提起されるのを予め防ぐことを勧める見解があるが、相手方の訴権の濫用を防ぐためだけに関連当事者を訴えるのは、過剰防衛となり、それ自体が訴権の濫用とみなされるのではないかと思われる。

#### 4. 管轄合意違反への対抗策

ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国の裁判所を指定する管轄合意があるにもかかわらず、他の締約国・加盟国で先に提訴され、その後、他方当事者が合意された法廷地で同一事件につき提訴した場合、後訴裁判所は、ブラッセルズ条約第一七条・ブラッセルズ規則第二三条の下で自国に専属管轄があると考えれば、手続を続行することができるか、それともブラッセルズ条約第二二条・ブラッセルズ規則第二七条に従って、訴訟を中止したり管轄を拒否しなければな

らないか。もし訴訟を続行できるとするならば、さらに、訴訟差止命令を発して前訴の継続を阻むことができるか。これらの問題が、ここでの検討課題である。

同一当事者間の同一事件が複数の法廷地で提起されるいわゆる訴訟競合が起きると、単一の法廷地で争われる場合と比べて、訴訟経済に反し、矛盾判決の危険が生じる。そこで、ブラッセルズ条約第二条・ブラッセルズ規則第二三条は、締約国・加盟国間の訴訟競合について、最初に訴訟が係属した裁判所の管轄権が認められるまで、それ以外の全ての裁判所は訴訟を中止しなければならず、最初に訴訟が係属した裁判所の管轄権が認められると、それ以外の全ての裁判所は管轄を拒否しなければならないとしている。この仕組みは、締約国・加盟国間の訴訟競合を可及的に排斥できる長所がある反面、後訴の方がより適切な法廷地であっても前訴が後訴に優先する<sup>(12)</sup>。

ヨーロッパ司法裁判所は、第二条においては債務不存在確認訴訟が給付請求訴訟と同一事件であると判示した<sup>(13)</sup>。債務不存在確認訴訟は、法律関係を明確化し安定させるために提起されることもあるが、不当な目的にも利用されうる。Italian Torpedo (イタリア魚雷) と呼ばれる訴訟戦術が典型的で、イタリアの訴訟の遅延が深刻であることを悪用し、イタリアで債務不存在確認訴訟を提起すれば、たとえイタリアの裁判所が管轄権を有していなくとも、その判断が下るまでに長期間を要するので、債務者はその間債務を免れたり、相手方を疲弊させて和解を有利に進めたりできる<sup>(14)</sup>。イタリア裁判所は、ブラッセルズ条約・規則を適切に適用すれば、いずれ管轄を拒否するであろうが、その間の訴訟費用の回復まで命じるとはかぎらない<sup>(15)</sup>。イタリア以外にも訴訟が遅い締約国・加盟国に提訴することで、同様の戦術が可能である。さらに、あわよくば前訴裁判所がブラッセルズ条約・規則の適用を誤って管轄権を認めれば、本来管轄権がある法廷地での訴訟を阻むこともできる<sup>(16)</sup>。

ところで、ヨーロッパ司法裁判所は、Overseas Union Insurance Ltd v New Hampshire Insurance Co 事件<sup>(17)</sup>で、最初に

訴えが係属した締約国裁判所の管轄権が争われている場合、その裁判所の管轄権の有無を後で同一事件の提訴を受けた締約国裁判所が判断してはならないと判示したが、その際、後で提訴を受けた裁判所が、ブラッセルズ条約特に第一六条の下で、専属管轄を有する場合は例外であるとした。第一六条は、前述したとおり、いくつかの類型の訴訟につき専属管轄を有する法廷地を定めているが、専属管轄は、締約国の裁判所を指定する管轄合意が第一七条の要件をみたす場合にも、合意で指定された法廷地に認められるので、この例外が、管轄合意で指定された裁判所にも認められるのが議論されてきた。

a. 最近のヨーロッパ司法裁判所の判決（Gasser事件）

この議論に終止符を打ったのが、Erich Gasser GmbH v. Misat Srl 事件<sup>15)</sup>である。Gasser はオーストリアの会社で、イタリアの会社である Misat と子供服を販売する契約を締結した。当該契約自体には裁判管轄条項がなかったものの、送り状にはオーストリア裁判所の管轄を指定する条項が挿入されていた。紛争が発生し、Misat はイタリアで訴訟を提起し、契約は解除されたので契約の違反はないと主張した。その後、Gasser は管轄条項に従いオーストリアで訴訟を提起した。Misat は、ブラッセルズ条約第二二条の下で、イタリア訴訟が先に係属したので、オーストリア訴訟は却下されなければならぬと主張した。

そこで、オーストリア裁判所からヨーロッパ司法裁判所に、本論考との関連では以下の二問について先行判決が求められた。(1)二重訴訟の後訴が提起された締約国裁判所が管轄合意によって専属管轄を有する場合、ブラッセルズ条約の第二二条の例外として、前訴が係属している裁判所が管轄権の不存在を宣言するのを待たずに本案判決を下してよいか、(2)第二二条の規定は、前訴裁判所が不合理に長期間をかけて審理している場合にも適用されるのか、の二問である。



第一問について、連合王国政府はヨーロッパ司法裁判所に意見を提出し、訴訟競合において、後訴が提起された裁判所が、管轄合意によって指定されている場合は、後訴裁判所が管轄合意の有効性を判断することができ、その有効性と当該事件への適用可能性を肯定する場合には、前訴裁判所の管轄判断を待たずに、本案審理に進むことが許されるべきであると主張した。理由としては、訴訟競合規則の適用にあたって、第一六条と第一七条で異なる扱いをする理由はないこと、管轄合意は、法的安定性・予測可能性に寄与するので奨励されるべきこと、管轄合意の効果は、合意によって指定された法廷地の法を適用して判断されなければならないから、指定された裁判所が適切に判断できる立場にあることを挙げた。そして矛盾判決の危険を避けるため、前訴裁判所は、管轄合意で指定されている後訴裁判所が自らの管轄権を判断するまで訴訟を中止すべきことを提案した。

これに対し、欧州委員会 (European Commission) は、第一六条と異なり、第一七条は第二一条の適用にあたっての例外とはならないとの意見を提出した。理由としては、第一六条に規定されている専属管轄に違反して下された判決は承認されないことになっているため、第一六条が例外とされるのは根拠があるのに対し、第一七条に違反して下された判決は管轄権不存在を理由として承認拒否できるとはされていないこと、さらに、専属管轄合意は応訴により放棄できることから、第一六条と第一七条を区別する意味があると主張した。

Legorreta 法官は、債務不存在確認訴訟の提起により第二一条の規則が濫用される危険を認め、二重訴訟の後訴が提起された締約国裁判所が管轄合意によって専属管轄を有していることにつきおよそ疑いがない場合には、第二一条の例外として、前訴裁判所が管轄権の不存在を宣言するのを待たずに本案審理に進んでもよいと論告した。前訴裁判所との間で矛盾判断が生じるおそれがあることは認めだが、管轄合意の方式の有効性は第一七条に規定された要件のみにより定まることになっているので、そのおそれは限定的であるとした。しかし、前訴裁判所が、管轄合意で指定された後訴裁



判所の判断を待たなければならぬとの大英帝国政府の提案には賛成しなかつた。なぜなら、架空の管轄合意の存在を主張してその合意に指定されたとする裁判所に提訴し、その裁判所が管轄を拒否するまで手続を遅らせるという逆のパートナーの訴訟遅延戦術を招くおそれがあるからである。

以上の意見や論告の検討を踏まえ、ヨーロッパ司法裁判所は、訴訟競合において後訴が提起された裁判所は、管轄合意によって指定されていても、第二条に従い、前訴が係属している裁判所が管轄権の不存在を宣言するまで訴訟を中止しなければならぬと判示した。理由としては、先に提訴を受けた裁判所の管轄権の有無の判断は、ブラッセルズ条約の同一の基準によってなされる以上、後訴裁判所の方が前訴裁判所よりも適切にできる立場にあるわけではないこと、法的安定性を確保するためには、第二条に従って、どの裁判所が判断権を有するか明確にするべきであることを挙げた。第二条の規定が訴訟遅延目的で濫用されるおそれがあることは認めしたが、それは、ブラッセルズ条約の文言と目的から導かれる上の解釈に変更を迫るものではないと一蹴した。

第二問については、連合王国政府は、ブラッセルズ条約の第二条は、公正な裁判を合理的な期間内で受ける権利を規定するヨーロッパ人権条約第六条に合致するように解釈されなければならないとして、訴訟競合において、ブラッセルズ条約上管轄権を有する裁判所の審理を妨害する不誠実な目的で前訴が提起された場合、前訴裁判所が合理的期間内に管轄権の有無を判断しないときには、例外的に、後訴裁判所が前訴裁判所の管轄権を判断することができるはずと主張した。

しかし、Leger 法務官は、第二条は、前訴が係属している締約国裁判所の手続が一般的に不合理に長期間を要する場合でも、例外扱いを許すべきでないと論告した。理由は、前訴が一定の締約国に提起された場合には第二条の適用がないというに等しい結論を避けるためである。

ヨーロッパ司法裁判所は、ブラッセルズ条約は、締約国間の相互信頼によって成り立っていることを理由に、第二条は、前訴が係属している締約国裁判所の手続が一般に過度に長期間を要する場合でも、例外を認めないと判示した。

#### b. 評釈

本判決の結果、イングランド裁判所が管轄合意で指定されている場合でも、同一事件につき他の締約国・加盟国で先に提訴された後にイングランドで提訴されれば、前訴裁判所がブラッセルズ条約第一条・ブラッセルズ規則第二三条を含む管轄規則を適用して自らの管轄権の有無を決めるまで、イングランド裁判所は、ブラッセルズ条約第二条・ブラッセルズ規則第二七条に従って訴訟を中止しなければならないことが明確になった。したがって、本判決の結果、たとえ管轄合意があっても、第二条の訴訟競合規定の濫用の余地が認められ、管轄合意が無視される危険は現実のものとなった。<sup>(15)</sup> この問題の根源は、訴訟競合に対する硬直的な前訴優先の処理を定める第二条にあるが、*Cass* 事件判決は、管轄合意がある場合についてその問題点を強調する結果になった。今後は、管轄合意から逃れようとする当事者は、単に合意の有効性を争うだけではなく、他の締約国・加盟国に先に提訴する戦術も使えるようになったのである。<sup>(16)</sup> その上、もし前訴裁判所が、後訴裁判所を指定する管轄合意にもかかわらず管轄権を肯定して本案判決を下してしまえば、他の締約国・加盟国は、ブラッセルズ条約・規則上、管轄合意の存在を理由にその判決の承認を拒否することはできない。<sup>(17)</sup>

管轄合意は商事取引で確実性と予見可能性を得るために非常に重要である。洗練された商事取引従事者は、証拠開示の程度など各国の手続法に関する詳細な調査に基づいて、訴訟戦術上有利に立つために特定の管轄を合意したり、反対に、直感や経験に基づいて信頼できないと感じる特定の法廷地を避けるために専属管轄合意をする。<sup>(18)</sup> このように、法廷

地間には異なる魅力があることを背景として、自由な法廷地選択を認めるのが第一七条の趣旨である。<sup>(16)</sup>

したがって、管轄合意当事者のコミットメントは、指定裁判所が、他の法廷地で争う必要なくして遅延なく専属管轄権を行使することにあるはずである。それが、Gasser事件判決の結果、たとえ管轄合意を結んでいても、紛争が起されば、合意に依拠したい当事者はその裁判所に先に提訴しなければならなくなった。<sup>(16)</sup> これは、消滅時効の援用が重要な防御方法となっている分野においては、急いで提訴することにより、その防御方法を諦めなければならないことも意味する。したがって、せっかく契約締結交渉において管轄合意を勝ち取っても、合意に全幅の信を置けなくなってしまう。<sup>(16)</sup>

ヨーロッパ司法裁判所は、前述したとおり、管轄合意の存在によって管轄がないことが明白な法廷地に先に提訴する遅延戦術のおそれがあることを認めつつ、それは、ブラッセルズ条約の解釈に変更を迫るものではないとして一蹴した。合意の確実性を重視する大英帝国政府の意見が、締約国間の相互信頼という制度上の建前を重視するヨーロッパ司法裁判所流解釈によって否定されたわけであるが、イタリアの訴訟制度が完全なものではないことに目をつぶって、これは、締約国間の友好関係を保つことを訴訟当事者にとつての正義を実現することに優先させたことになる。<sup>(16)</sup> 信頼は裏切られないという前提を貫いても、信頼が裏切られたときに個々の事件で生じる実務上の問題は解決されない。<sup>(16)</sup> 第二一条の解釈が相互信頼という純粹な理論に裏打ちされていることは、理論家を満足させるかもしれないが、実務的には訴訟戦術のおそれが大きく法的安定性を欠くことになる。<sup>(16)</sup>

Leber 法務官は、前述のとおり、濫用の問題に対処するため、一定の例外を認める論告をしたが、それに説得力を認めた裁判官が皆無ではなかったであろう。ヨーロッパ司法裁判所は、多数の裁判官（Gasser 事件では一三人）が合議するが、全員一致の原則をとっており、判決は妥協の産物であり、仕事量の多さからしばしば最大公約数的なものとな

る。この点、各裁判官が個別に判決を書くイングランドの制度とは異なり、イングランド裁判官には物足らなく感じられるようである。<sup>(108)</sup>

全ての締約国が最善を目指して機能するというヨーロッパ司法裁判所のとつた前提は、関心事と考え方において、ヨーロッパ人権裁判所との違いを浮き彫りにする。ヨーロッパ人権裁判所は、連合王国が後にE.C.の条約に加盟したことを理由としてヨーロッパ人権条約の義務を免れることはできないと判示したことがあり、同様の論理でいけば、ヨーロッパ人権条約の第六条はブラッセルズ条約の第二条に優先し、管轄合意で指定された裁判所は、訴訟競合における後訴裁判所となっても、合理的なペースで審理を進める義務があるとも考えられる。<sup>(109)</sup>したがって、オーストリア裁判所は、ヨーロッパ人権条約上のオーストリアの義務に従い、ヨーロッパ司法裁判所の判決に従わないことができ、イングランド裁判所が同じ立場に置かれれば、一九九八年Human Rights Actに従い、第二条がヨーロッパ人権条約に反していると宣言することができるとい見解が示されている。<sup>(110)</sup>

世界的に見て、ロンドンには、ニューヨークと並んで、管轄合意で指定されることが多いため、国際取引の紛争解決の中心地である。このことは、大英帝国がブラッセルズ条約の締約国になった当時、Schlosserレポートが「国際貿易において大英帝国の裁判所を指定する管轄合意が多いことに鑑み」、第一七条の規定の重要性が増したと書いていることにも現れている。この人気の理由には、国際取引に精通した優秀な裁判官と効率的な訴訟手続もあるだろうが、英語という世界共通語と紛争解決地としての伝統に対する信頼が大きいと思われる。ロンドンのシテイーの涉外弁護士事務所は林立に象徴されるように、国際商取引紛争の解決は重要なサービス産業となっているおり、それを支える合意管轄はとりわけイングランドで重要視される管轄原因である。一九八二年Civil Jurisdiction and Judgments Actの第三二条一項により、専属管轄合意や仲裁合意に反して下された外国判決や仲裁判断の承認をイングランド裁判所は拒否すること

ができるとされているが、それも、管轄合意を重視する姿勢の現れである。しかし、ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国の裁判所の判決は、前述したように、管轄合意違反を理由としては承認拒否できないことになっているので、一九八二年 Civil Jurisdiction and Judgments Act<sup>6</sup>、第三二条四項で、ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国からの判決を一項の適用の例外とする。これだけでも、大英帝国にとっては、管轄合意についての共同体に対する大きな譲歩であるが、Gasser 事件判決により、さらに管轄合意の重要性が弱められたことになる。

この結果、商取引従事者が仲裁ではなく訴訟によって紛争を解決する意欲をそがれるとともに、訴訟による解決を志向するときには、ブラッセルズ条約・規則の適用を免れるために、ロンドンではなくニューヨークの裁判所に管轄合意の指定変更をするのではないかと予測されている。これは、ロンドンの紛争解決産業にとっては懸念される問題である。そこで、大英帝国の場合、他の締約国・加盟国と異なり、イングランドを指定する管轄合意とともにロンドンの訴訟産業を保護する既得権益があり、この国家的利益の主張とブラッセルズ条約・規則への忠誠とのバランスをとらなければならぬという見解も一部で主張されている。<sup>17)</sup>

ヨーロッパ司法裁判所の判決に、管轄合意で指定された裁判所を信頼することへの警戒感を看取する見方もある。管轄条項の有効性を精査しない裁判所を指定した上で、それを一方的に契約にしのびこませる訴訟戦術が考えられうるからである。しかし、たとえロンドンの訴訟産業の保護を既得権益として自覚していようと、イングランド裁判所が、一方当事者に不意打ちとなるような管轄合意を有効と認めるとは考えにくい。相互信頼と管轄合意を奨励するブラッセルズ条約・規則の制度下で、管轄合意により指定された裁判所を信頼できない理由はないはずである。<sup>18)</sup>

c. 管轄合意違反の訴訟に対する訴訟差止命令

Gasser 事件判決は、ロンドンを指定する管轄合意が多いために特にイングランドにとって重要な意味を有するだけでなく、次に紹介する訴訟差止命令についての Continental Bank v Aeakos Compania Naviera 事件<sup>(8)</sup>の判決を覆した点においても、特にイングランドにとって重要な意味を有する。

この事件では、アメリカの銀行がギリシャ国民に融資をした。その融資契約は、「借主は、イングランド裁判所の管轄に服することに合意する」と規定していた。銀行から融資額の返還を求められると、借主は、銀行に対して、ビジネス・モラル違反の不法行為を主張し、融資額の二倍の損害賠償を求めてギリシャにおいて提訴した。その後、銀行はイングランドにおいて、融資額の返還請求をするとともに、ギリシャ訴訟に対する訴訟差止命令を申し立てた。

イングランド控訴院は、本件管轄合意が専属管轄の合意であると認め、さらに、契約にもとづく請求だけでなく不法行為請求をも対象とする合意であると認めた。そして、ギリシャ裁判所には第一七条に従って管轄を拒否する様子があったため、訴訟差止命令を発することが適切であると判示した。また、第一七条が適用されることを理由に、第二一条に基づいて訴訟を中止する必要はないとした。この事件処理から分かるように、もし Gasser 事件でオーストリアでなくイングランド裁判所が管轄合意で指定されていたならば、イングランド裁判所は、第二一条を根拠として管轄を否定せず、訴訟差止命令を発していただろう<sup>(9)</sup>。

イングランドの伝統規則の下で、イングランド裁判所を指定する管轄合意に反して訴えが提起されようとしていたり、継続されている場合、イングランド裁判所はその訴訟の提起や継続をやめるよう訴訟差止命令を発することができる<sup>(10)</sup>。管轄合意違反の訴訟に対して発せられる場合、被告を困惑させたり抑圧する訴訟に対して発せられる場合と異なる要件となっており、訴訟差止命令は、稀に、注意深く発せられるという決まり文句はこの場合には当てはまらない<sup>(11)</sup>。

専属管轄合意違反の訴訟を提起・継続すること自体が、被告を困惑させ抑圧するものと考えられるからである。<sup>186</sup>したがって、有効な管轄合意の違反が証明されれば、被告が強い反対の理由を示さない限り、訴訟差止命令は通常発せられるのである。<sup>187</sup>

このように要件が異なることから、ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国の訴訟に対して訴訟差止命令を発する許容性についても、被告を困惑させたり抑圧する訴訟の場合と、管轄合意違反の場合とを分ける考え方もありうる。すると、管轄規則の適用について締約国・加盟国相互に信頼しあうというブラッセルズ条約・規則の前提に真つ向から反するのは、管轄合意違反を理由とする場合であるから、この場合のみブラッセルズ条約・規則に反することになる。<sup>188</sup>しかし、Turner事件判決でヨーロッパ司法裁判所が、被告を困惑させたり抑圧する訴訟に対する訴訟差止命令でもブラッセルズ条約に反すると宣明した以上、管轄合意違反の場合にはなおさら反することになるであろう。

Gasser事件判決では、訴訟差止命令は扱われなかったが、前訴が係属している裁判所が自らの管轄権の有無を判断すると判示された以上、後訴裁判所が訴訟差止命令を発することは許されないことになる。<sup>189</sup>

したがって、Gasser、Turnerのいずれの判決によっても、インゲランド裁判所は、インゲランドを指定する管轄合意に反して、ブラッセルズ条約・規則の他の締約国・加盟国に提訴された場合、訴訟差止命令を発することはできないという帰結になる。

ブラッセルズ条約・規則の下であればこそ矛盾判決を避ける必要性が高いという理由で、訴訟を一本化するのに実効的な訴訟差止命令を擁護する見解もあるが、むしろ問題の核心は、訴訟の一本化を管轄合意に指定された後訴裁判所がするのか、あるいは前訴裁判所の判断を尊重するのだからである。管轄合意については、その有効性、適用範囲、専属性などの点において、裁判所や適用される準拠法によって判断が異なりうる。したがって、後訴が提起されたインゲランド裁



判所が、前訴の係属する裁判所よりも先にこれらの点を判断するだけでなく、その判断を訴訟差止命令によって、前訴裁判所に事実上押し付けるのは、二重の意味で、ブラッセルズ条約・規則の規定およびその趣旨に反することになる。<sup>(9)</sup>これに対し、管轄合意違反の問題の契約法的側面に着目し、管轄合意違反の場合に訴訟差止命令を禁じるのは、締約国・加盟国の国内契約法に不当に介入するものであるという見方もある。<sup>(10)</sup>

このように理論的には見方が分かれるが、Aegkos事件で控訴院がとったアプローチは、実務的には賢明で説得力があるとの声が強<sup>(11)</sup>い。というのは、たとえギリシャ裁判所がいずれは第一七条に従って管轄を拒否するとしても、それまでには相当の期間を要するかもしれないので、支払遅延を許さない唯一実際的方法は、訴訟差止命令であったからである。したがって、Gasser判決、Turner判決によって締約国・加盟国訴訟に対する訴訟差止命令の可能性が消えてしまったことを国際商取引従事者は歓迎しないと思われる。<sup>(12)</sup>専属管轄合意が標準契約約款に一般的に含まれているのに対し、訴訟差止命令の申立てはそれほど頻繁にされてこなかったことから、これらの判決の影響の大きさは直ちには明らかでないとも言われるが、Gasser事件判決により、管轄合意があるときにも訴訟競合規定を濫用する余地が残されたので、訴訟差止命令のニーズが大きくなり、またその可能性の消滅が惜しまれることであろう。

実際、管轄合意を無視することによって、争いの余地のない債務を免れようとする事件が最近発生した。この事件では、ロンドンの管轄合意を含む融資契約の一方当事者であるドイツの通信会社 (Prinacom) が、融資の返済を停止し、利子が高すぎると主張して債権者 (JP Morgan Europe) をドイツで訴えた。Gasser事件判決に従うと、イングランド裁判所は、管轄合意の指定を受けていたにもかかわらず、訴訟差止命令を出せず、ドイツ裁判所の判断を待たざるをえない。債権者の訴訟代理人は、「この不当な戦術には啞然とさせられる。イングランド裁判所に提訴がされるよう、ドイツの裁判所は正しく判断すると信じるが、一〇〇パーセントの自信は持てない」、「相手方が時間と費用を抑えるため



に不利な和解条件でも飲まざるをえないよう、自分に最も有利な法廷地で素早く提訴する傾向が出てくるだろう」と語ったとされる。<sup>19)</sup> 幸いこの事件では、短期のうちに、ドイツ裁判所が、管轄合意に従ってイングランドで提訴されなければならぬと判示し、それを受けて、通信会社は債権者に対する訴えを取下げ、全額を返済した。<sup>20)</sup> このように、今後は、各締約国・加盟国の裁判所が、ブラッセルズ条約・規則を適切に適用し、ヨーロッパ司法裁判所が要求した信頼に応えるかを注視していくことになる。

#### d. 対応策

国際商取引従事者としては、管轄合意を無視して相手方が提訴した法廷地の裁判所の判断を受身で待っているだけでは不安であろうから、今後さまざまな対応策が模索されていくことと思われる。以下では、考えられうる三つの方策を検討する。

##### i. 管轄合意の明確化

Castella事件判決で管轄合意の効力は弱められたが、管轄合意を明確に結ぶ必要性はむしろ高まったと言える。

第一七条は、有効な方式に則った管轄合意として様々な形態を定めている。それらは、書面による合意または書面で証明された合意（a号）、当事者が特定の相手方との間で確立した方式に則った合意（b号）、当該国際商取引従事者によく知られ従われている慣例で、かつ当該事件の当事者が知っているか知っておくべき慣例に合致した方式に則った合意（c号）である。このうち、c号の要件は多くの解釈問題を内包し、Castelletti事件<sup>21)</sup>では、一四もの解釈問題についてヨーロッパ司法裁判所に先行判決が求められた。そのような解釈問題を避けるためには、最も明確なa号要件に従う

べきである。

Gasset 事件で有効な管轄合意の有無が争われたのは、管轄合意が契約自体には含まれておらず、送り状に挿入されていたからである。類似の争いを惹起するのは、書式の戦いの場合と、契約が他の契約の条項を撰取している場合である。<sup>19)</sup>したがって、管轄合意は、送り状に記載したり、他の契約から撰取したりせず、契約自体に明記すべきである。<sup>20)</sup>

## ii. 仲裁合意

Gasset 事件は、裁判管轄合意を対象としていたが、仲裁合意についても類似の問題がある。すなわち、イングランドを仲裁地とする仲裁合意が存在するにもかかわらず、ブラッセルズ条約・規則の他の締約国・加盟国の裁判所で提訴された場合、イングランド裁判所は訴訟差止命令を発することができるかという問題である。

仲裁合意に反して一方当事者が裁判所に提訴した場合、その法廷地国がニューヨーク条約の締約国である場合、他方当事者の請求により、当該裁判所は仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。<sup>20)</sup>例えば、仲裁合意に反して、訴訟がイングランドで提起されれば、一九九六年 Arbitration Act の第九条により、訴訟は中止される。<sup>21)</sup>ところが、イングランドを仲裁地とする仲裁合意に反して、外国に提訴された場合は、イングランド裁判所は、ニューヨーク条約に従い当該外国裁判所が仲裁に付託すべきことを当事者に命じるのを待たずに、訴訟差止命令を発する慣行がある。<sup>22)</sup>問題は、Gasset 事件判決後も、仲裁合意違反の場合は、ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国の訴訟に対して訴訟差止命令を発することができるかである。

ブラッセルズ規則第一条二項 d 号は、条約は「仲裁」には適用されないと規定するが、この規定の射程範囲は明確ではない。<sup>23)</sup>ヨーロッパ司法裁判所の判例によると、保全処分についてのブラッセルズ条約の規定は、仲裁のための保全で

あつても適用される。<sup>(26)</sup>これに対して、仲裁人の任命に関する訴訟は、たとえ仲裁合意の存在や有効性が争われていても、ブラッセルズ条約の対象外である。<sup>(27)</sup>したがって、仲裁合意の有効性の確認訴訟も条約・規則の適用範囲外であろうし、すると、仲裁合意の効力を確保する訴訟差止命令も適用範囲外であろうから、ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国の訴訟に対する訴訟差止命令を発することができるという考え方もできる。<sup>(28)</sup>他方、Gasser事件判決で、締約国・加盟国の裁判所が自らの管轄権を判断することに、他の締約国・加盟国の裁判所が介入できなくなった以上、その介入の理由が管轄合意違反か仲裁合意違反かで異なる扱いをする合理的理由はないとして、<sup>(29)</sup>仲裁合意の違反についても訴訟差止命令は認められないという考え方もできる。<sup>(20)</sup>さらに、折衷的に、訴訟差止命令を発することはできるとしつつも、GasserやTurner事件判決を考慮すれば、<sup>(20)</sup>対締約国・加盟国では、その裁判所の判断をより信頼しなければならず、訴訟差止命令の発令に一層の慎重さを要するとも考えられる。<sup>(21)</sup>

イングランド判例を見ると、仲裁合意に反する訴訟に対して、ブラッセルズ条約締約国における訴訟であっても、訴訟差止命令を発することができるものが大勢である。<sup>(22)</sup>そのうち、Gasser事件判決後、ブラッセルズ規則の下で起きた事件がThrough Transport Mutual Insurance Association (Eurasia) Ltd v New India Assurance Co Ltd (The Hari Bhum) 事件<sup>(23)</sup>である。貨物保険の保険会社(NI)は、貨物の損傷を受けて荷主に保険金を支払い、運送人(BMO)に対する損害賠償を代位請求しようとしたが、BMOが破産していたので、その加入していた船主責任相互保険組合(TT)に対して請求した。BMOとTTの間の契約は当該責任保険がイングランド法を準拠法とし、紛争はロンドンでの仲裁に付されるべきことを定めていた。また、船主は請求に対する支払をした後でなければTTに請求できないとも定めていた。これは、'pay to be paid'条項と呼ばれ、イングランドの船主責任相互保険組合の保険契約にはよく見られる規定である。イングランド法の下では、この条項は有効であるので、BMOが支払をできない状況にある以上、NI

はTTに請求できなかった。しかし、フィンランド法によれば、*'pay to be paid'* 条項は無効となりうるので、NIはTTに対する訴訟をフィンランドで提起し、フィンランド法に基づく請求をした。フィンランド裁判所は、不法行為地としてブラッセルズ規則第五条三項に基づく管轄権を認め、さらに、NIはBMOとTTとの間の責任保険契約の当事者ではなかったため、仲裁合意にも拘束されないと判示した。そこで、TTはイングランドで仲裁開始を申し立て、さらにNIにフィンランド訴訟をやめさせるようイングランド裁判所で訴訟差止命令を申し立てた。イングランド控訴院は、仲裁手続違反の訴訟に対する訴訟差止命令には、ブラッセルズ規則は適用されないため、訴訟差止命令を発する権限があると判示した。しかし、当該事案においては、NIはTTとBMO間の保険契約の当事者でなく、仲裁合意に拘束されないという理由で、裁量行使した結果、訴訟差止命令を発した原審の判断を破棄した。この事件の後に起こった*West Tankers Inc v RAS Rimione Adriatica di Sicurtà (The Front Comor)* 事件<sup>214</sup> Through Transport 事件判決に従い、仲裁合意に反して提起された訴訟に対する訴訟差止命令は、ブラッセルズ規則の適用範囲外であると判示され、この事件では、裁量行使の結果、実際に訴訟差止命令が発せられた。

では、仲裁合意違反に反して提起された訴訟から判決が下された場合、その承認を拒否できるか。もし、承認拒否できなければ、訴訟差止命令の必要性が高まるとも考えられるので、両者は関連する問題である。仲裁合意違反で下された判決は、一般に、一九八二年*Civil Jurisdiction and Judgments Act*の第三二条一項に基づいて、承認を拒否できる。しかし、ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国で下された判決の場合、もし、仲裁合意に反して提起された判決の承認問題にも条約・規則の適用が及ぶのならば、第三二条一項の適用が排除される<sup>215</sup>。しかし、そうであるとしても、ブラッセルズ条約第二七条一項の下で、承認が公序に反すると解釈して承認を拒否する余地があり、さらに、イングランドで仲裁合意の有効性を確認する判決が出ている場合には、ブラッセルズ条約第二七条三項<sup>216</sup>の下で、矛盾判決の存在を

理由として承認を拒否する余地がある。<sup>217</sup>

以上に検討したように、仲裁合意違反の場合の方が、管轄合意違反の場合よりも、ブラッセルズ条約規則の締約国・加盟国の訴訟に対して訴訟差止命令を発することができると思われ、また、違反して提起された訴訟で下された判決の承認を拒否できると解釈される可能性が高いので、今後は、管轄合意の代わりに仲裁条項を用いることが勧められている。<sup>218</sup>そして、実際、インゲランド裁判所を指定する管轄合意よりも、ロンドンを仲裁地とする仲裁合意の利用が多くなるだろうという予測もなされている。<sup>219</sup>

### iii. 損害賠償請求

Cassalの訴訟代理人は、ヨーロッパ司法裁判所の判決を受けて、漫然とイタリア裁判所の管轄判断を待つのではなく、オーストリア裁判所で管轄合意違反に対する損害賠償を請求する可能性を検討したかもしれない。同じく、イングラントの管轄合意があるにもかかわらず、ブラッセルズ条約・規則の他の締約国・加盟国で訴訟提起された場合、イングラント裁判所において、管轄合意違反に対する損害賠償を請求することができるか問題となる。

相手方の管轄合意違反により、本案の審理を引き延ばされている当事者が小規模企業である場合などでは、管轄合意違反に対する損害賠償は、あまり実効性のある救済にはならないだろうとも思われる。<sup>220</sup>しかし、損害賠償請求権も、それが確立すれば訴訟差止命令に匹敵する管轄合意違反の抑止策になりうるばかりか、むしろ、名宛人が無視すると実効性がなくなり得る訴訟差止命令よりも実効性があるかもしれない。さらに、以下に検討するDonohue v Armitage Inc事件<sup>221</sup>で示されたとおり、複数当事者訴訟において、合意当事者以外の者に管轄合意を押し付けることを避けることによって請求を併合する利益と管轄合意の不可侵性とを両立させることもできる。<sup>222</sup>

管轄合意違反に対する損害賠償請求は、イングランド判例では伝統的に認められていなかった<sup>(24)</sup>。しかし、最近は次第にこれを認める判決が出始めている。例えば、管轄合意違反で提起された外国訴訟で被った裁判費用について、損害賠償請求を認めた事件に Union Discount Co v Zoller 事件<sup>(25)</sup>がある。この事件では、イングランドの専属管轄合意に反した訴えがニューヨークで提起された。ニューヨーク裁判所は訴えを却下したが、訴訟費用の賠償を敗訴当事者に命じる訴上の権限がなかった。そこで、勝訴当事者がイングランドで管轄合意違反の損害賠償請求をし、控訴院はこれを認容した<sup>(26)</sup>。この事件の事案は、損害賠償請求を認めるのに理論的困難が少なかった。というのは、訴訟費用についての賠償請求であったので、損害額の算定が困難でなかったからである。また、管轄合意違反があり、ニューヨーク裁判所が管轄を拒否すべきであったことにつき、イングランド裁判所とニューヨーク裁判所に見解の違いがなかったからである。イングランドでの損害賠償請求の認容は、アメリカ判決に矛盾することはなく、むしろそれを改善したとさえ言い得た<sup>(27)</sup>事案であった。

本案について外国裁判所が認めた請求額が、イングランド裁判所が認めたであろう請求額を越える部分について、損害賠償として請求できると判示した事件に、Donohue v Arneoc Inc 事件<sup>(28)</sup>がある。この事件では、イングランドの管轄合意に反してニューヨークで提訴されたが、同合意の当事者でない者も共同原告となっていたため、イングランドの貴族院裁判所は訴訟差止命令の申立てを棄却した。この判断を得るための訴訟戦術上の譲歩であったが、管轄合意に違反している当事者は、イングランドでは認められない請求原因でアメリカで勝訴した場合には、契約違反の損害賠償責任を負うことを認め、貴族院はそれを理由ありとして認めた。しかし、この事案は、Zoller 事件と比べて、理論的に困難な問題を惹起する可能性があった。というのは、この事件ではニューヨーク裁判所は管轄を拒否せず、場合によっては、さらに管轄合意の違反当事者を本案で勝訴させる可能性もあるので、イングランド裁判所が管轄合意違反に対する損害

賠償請求を認めると、ニューヨーク裁判所と矛盾する判断を下した様相を呈するからである。

このように、管轄合意違反の損害賠償責任を認めた判例が開始しているので、イングランド裁判所は、少なくとも管轄合意がイングランド法を準拠法とする場合には、訴訟差止命令の代替策として、担保の提供を求めた上で、損害賠償請求をより積極的に認めるようになるだろうという予測もある<sup>(23)</sup>。しかし、まだ判例数は少ないし、以下のように未解決の問題点が多い<sup>(24)</sup>。

まず、管轄合意は、実体法上の契約と異なり、訴訟法上の特殊な合意であるとして、その違反については損害賠償の責任が生じないとの主張がありうるが、これに対しては、そのように区別する根拠がないという反論がなされている<sup>(25)</sup>。また、請求権の性質については、契約違反とする説と不法行為とする説に分かれている。いずれにせよ、契約法や不法行為法という共同体レベルでの統一によって影響をあまり受けていない分野の国内法によって、各締約国・加盟国が損害賠償を独自に認めていくと、相互信頼を促進しようとしたヨーロッパ司法裁判所の意図とは裏腹に、不信と懐疑心が強まっていく可能性がある<sup>(26)</sup>。

次に、損害の範囲としては、Zoller事件で見たように、裁判費用とその遅延利息だけならば比較的算定が簡単であるが、Donohue v Armitage Inc事件で検討したように、本案について、イングランド裁判所が認めたであろう請求額を越えて外国裁判所が認めた請求額を損害として、その賠償責任を認めるのは、外国裁判所の判断を覆してよいかという難問に立ち当たる<sup>(27)</sup>。その判断は、当該外国裁判所が適用する準拠法の下では正しいかもしれないのである<sup>(28)</sup>。このように、損害賠償請求を認めるということは、外国裁判所の判断に誤りがあるか、外国訴訟が自国訴訟より遅く費用がかかるということを前提としているので、それは外国裁判所に評価を下すことになり、相互信頼を建前とするブラッセルズ条約・規則の下では特に難しい。



さらに、イングランドの管轄合意に反する訴訟が他の締約国・加盟国において係属中に、イングランドで管轄合意違反に対する損害賠償請求訴訟が提起されれば、ブラッセルズ条約・規則の下で、本訴との競合訴訟<sup>(29)</sup>または関連訴訟<sup>(30)</sup>になるかという問題もある<sup>(21)</sup>。また、他の締約国・加盟国の裁判所が判決を下した後に、イングランドで損害賠償請求が提起された場合には、判決承認との関係が問題となる。ブラッセルズ条約・規則上、管轄合意の違反は、他の締約国・加盟国の裁判所の本案判決の承認を拒否する理由として認められていないので、管轄合意違反に対する損害賠償請求を認容するのは、矛盾する判決として許されないと考えられる。しかし、損害賠償請求を認容するためには、Donohue v Amico Inc 事件で見たとおり、必ずしも外国裁判所の管轄権がないと認定する必要はなく、単に当事者が合意に反して外国裁判所の管轄を利用したと認定すればよいので、判決承認によって阻まれたいと解することもできる<sup>(26)</sup>。

今後は、契約に合意管轄条項だけでなく、管轄合意違反の損害賠償を明示に規定する条項が挿入される可能性がある。すると、将来の事件は、単純な管轄合意に関する争いではなく、明示の損害賠償条項に関する争いになるかもしれない<sup>(25)</sup>。明示の条項に効力を与えないわけにはいかないであろう。そうなれば、どこで提訴されるべきかという訴訟差止命令の問題から、将来は、どこで提訴されるべきであったかという問題に争点が変わることになる<sup>(24)</sup>。

#### iv. 保全処分としての支払命令

ブラッセルズ条約第二一条、ブラッセルズ規則第三一条によると、保全処分は本案請求と二重訴訟の関係に立たず、本案訴訟の係属している締約国・加盟国以外の締約国・加盟国裁判所で保全処分を申し立てることができる。オランダ法上の *kort geding* (コルト・ヘディング) と呼ばれる命令は、保全処分としての支払命令であり、本案請求の訴額についても申し立てられるが、申立人に本案訴訟を提起する義務はなく、多くの場合は本案訴訟が提起されない。ブラッ



セルズ条約・規則上、本案の管轄権がない締約国・加盟国裁判所であつても、原告が本案で敗訴した場合に給付物の返還が保証されており、かつ当該裁判所の管轄地に存在しまたは存在することになるであろう被告の財産のみを対象とする場合には、そのような命令を発することができると、ヨーロッパ司法裁判所は、Van Uden事件（Case C-391/95 [1998] E.C.R. I-6511）において判示した。そこで、管轄合意に指定されていない締約国・加盟国で本案が提訴された場合、kort gedingのような支払命令を得ることができれば、救済の遅れを防ぐことができる。

e. ハーグ合意管轄条約

二〇〇五年六月に作成されたハーグ合意管轄条約<sup>265</sup>の下では、訴訟競合の有無にかかわらず、管轄合意で指定された裁判所が審理しなければならない<sup>266</sup>。したがって、管轄合意に指定された裁判所が、みずから管轄の有無を判断できることになる。

ヨーロッパ共同体は、裁判管轄および外国判決の承認・執行については、非加盟国との条約を結ぶ専属管轄を有していると考えられ<sup>267</sup>、共同体がこれらの事項についての条約を締結すると、加盟国に拘束力が及ぶ。もし共同体が同条約に加盟した場合、管轄合意当事者のいずれかが、同条約締約国でかつ共同体加盟国ではない国に居所を有していると、同条約がブラッセルズ規則に優先して適用される<sup>268</sup>。したがって、例えば、もし日本に居住する者とギリシヤに居住する者とがイングランド裁判所を指定する管轄合意を結んだ場合、たとえギリシヤ居住者がギリシヤに提訴しても、日本居住者はイングランド裁判所に審理を求めることができることになる。したがって、これは、Gasser事件判決の解釈に従うブラッセルズ規則とは、異なる結論である。そして、法人は、定款上の住所地、設立準拠法所屬国、中心的な経営地、主たる営業所所在地のいずれにも居所を有するとされているので、ハーグ合意管轄条約が優先する場合が多い。したが

って、この条約の成立は、大英帝国にとつては朗報であろう。

## 5. 最後に

本稿で検討したヨーロッパ司法裁判所の判決の持つ意味を古いものからまとめると、次のようになる。

まず、Erich Gasser GmbH v MISAT Srl 事件判決によると、同一事件が、管轄合意に指定されていないブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国に先に提訴され、次いで指定された締約国・加盟国の裁判所に提訴された場合、たとえ前訴訟判断が管轄権の有無の判断に不合理に時間をかけている場合であっても、その判断が出るまでは、後訴訟判断は訴訟を中止しなければならない。

次に、Turner v Grovit 事件判決によると、被告を困惑させたり抑圧する訴訟が外国で提起されたため、自国の訴訟が無意味にされるおそれがあつても、ブラッセルズ条約・規則の締約国・加盟国間では、訴訟差止命令を発することができない。

最後に、Owusu v. Jackson 事件判決によると、ブラッセルズ条約・規則上の管轄権がある場合は、たとえより適切な法廷地が非締約国・非加盟国にある場合でも、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理によつて訴訟を中止することはできない。

これらを更に簡略化して言えば、ブラッセルズ条約・規則の下では、管轄合意の違反があつても、自国訴訟手続を無意味にする外国訴訟提起があつても、傍観視せざるをえず、また、外国により適切な法廷地があつても管轄権を行使しなければならぬ。このような見方は、これらの判決の全体像を表すものではないが、この見方において強調された間

題の重要性は決して低くない。<sup>20)</sup> ヨーロッパ司法裁判所の解釈は、締約国・加盟国間での管轄規則の統一とその正確な適用についての相互信頼というブラッセルズ条約・規則の制度上の建前・理想を貫くため、イングランド流解釈が重視する個別事件における妥当性を犠牲としてしているのである。実務では、管轄権を行使する裁判所が決まれば、それを契機に和解条件の交渉に進むことが多いので、個別具体的妥当性は軽視されるべきではない。

これに対して、訴訟差止命令にしても管轄合意にしても、イングランド流解釈は、ロンドンの国際商事訴訟産業を守るためのものであるとシニカルに見る立場もありうるが、それらによって、イングランドの法人や個人だけが保護されるのでなく、他の締約国・加盟国の法人や個人も恩恵を受けることがある。<sup>21)</sup> また、フォーラム・ノン・コンベニエンス法理は、むしろイングランドの訴訟を中止するための原則である。したがって、これらの判例をイングランドの既得権対ヨーロッパ全体の利益という構図で説明しきることはできない。

管轄権の問題をイングランドでは私法的問題として扱うのに対し、ヨーロッパ司法裁判所はこれを公法的に分析することに、両者の違いの原因があるとする見方もある。<sup>22)</sup> この論者は、イングランドの管轄権に関する伝統規則の多くは、実体私法の原則で説明できるとする。例えば、他国に所在する不動産の物権に関する訴訟などの一部の例外を除き、管轄合意と応訴が管轄原因となる。また、外国裁判所を指定する管轄合意がある場合に、イングランド裁判所が裁量により管轄を拒否するのも、契約違反の特定履行による救済が裁量によることと軌を一にする。さらに、管轄合意違反に対する訴訟差止命令は、契約違反に対する救済として位置付けられ、被告を困惑させたり抑圧する訴訟に対する訴訟差止命令は、不法行為に対する救済として位置付けられる。そして、イングランドでは、管轄権の問題を当事者の権利の言葉で表現する」と指摘する。「被告は住所地国で応訴する権利がある」とか、「管轄合意は、原告に当該管轄を行使する権利を与え、被告に他の法廷地での訴えに反対する権利を与える」とかである。こうして、管轄権の問題を権利・義務の

問題として扱うことが、イングランドの法廷地としての魅力となつていふ。これに対し、ヨーロッパ司法裁判所は、条約・規則は各締約国・加盟国の裁判所への指示と見て、当事者の権利・義務の言葉は使わない。これが、管轄合意や訴訟差止命令についてのイングランドとヨーロッパ司法裁判所の見解の相違の底流にあると説明する。管轄規則を当事者の権利・義務の形で表現するのは、慣習や言葉使いの問題にすぎないと思われるが、それを通して、個別事件における当事者間の公平・正義に対する意識が高まる間接的效果はあるかもしれない。

ブラッセルズ条約はそもそもシビル・ローの法律家により立案されたため、イングランドとヨーロッパ司法裁判所の見解の相違をコモン・ロー対シビル・ローという構図で扱う見方もある。シビル・ロー諸国の法制度も多様であり、ブラッセルズ条約・規則の内容を一概にシビル・ローと同一視できないように思われる。しかし、制定法の解釈手法の違いは関係があるのではないか。シビル・ロー諸国の裁判所は、類推適用や準用などの手法によつて拡張的に制定法を解釈することが多く、ブラッセルズ条約・規則も文言解釈よりも目的論的に解釈されるべきことは、イングランドでも概念的には理解されている。しかし、コモン・ロー諸国の裁判所は、個別事件での具体的妥当性を確保するのに必要ならば、制定法の適用範囲を限定的に解釈する傾向にあるので、ブラッセルズ条約・規則の解釈においてもイングランド裁判所はときにそうした傾向を示すのではないだろうか。

本稿で検討した三判例において、ヨーロッパ司法裁判所は、締約国・加盟国間での管轄規則の統一とその正確な適用についての相互信頼というブラッセルズ条約・規則の制度的建前・理想を貫くために、個別具体的妥当性を犠牲にしている。私人の手続法上の権利が、加盟国間の相互信頼という概念によつて規律されてしまつていふのである。それだけでなく、見返りに法的予測可能性や法的安定性を獲得しているわけでもない。不当な外国訴訟提起に対して手近な国内裁判所から訴訟差止命令を得る途が閉ざされ、管轄合意に指定した裁判所に提訴しても前訴裁判所の管轄判断が出るま

で訴訟が中止されて傍観せざるをえなくなった現実世界の訴訟当事者にとつては、法的予測可能性や法的安定性にかえって損なわれた結果になっているだろう。この原因は、締約国・加盟国間の相互信頼という理想世界の概念に無理と擬制があるからである。確かに、もし各締約国・加盟国の裁判所が信頼に応えるべく行為すれば、管轄合意に反して提起された訴訟の管轄は速やかに拒否され、被告を困惑させたり抑圧する訴えは国内法に従って却下されるであろう。<sup>(25)</sup>しかし、現実には、全幅の信頼に耐えられるか疑わしい締約国・加盟国の裁判所もある。二〇〇四年にEUに新たに加盟した一〇カ国のうち七カ国の裁判制度について、EU委員会は二〇〇三年に報告書を出し、裁判遅延、国民の司法制度への信頼感、および司法腐敗についての問題点を指摘した。<sup>(26)</sup>また、欧州評議会人権コミッショナーが二〇〇四年に出した報告書も、裁判遅延は、ポーランド、チェコ、スロベニア、マルタを中心に、新加盟国に広く見られる問題であるとし、裁判遅延が事実上の裁判拒否になる傾向があることを指摘している。<sup>(27)</sup>さらに、新加盟国の全ての裁判所と法律家がただちにブラッセルズ規則を理解して適切に適用することを期待するのも非現実的である。<sup>(28)</sup>拡大前の一五カ国についても、前述したイタリア・スペインなど裁判制度に顕著な問題を抱えた国はあり、新加盟国と異なり改革の機運も強くない。<sup>(29)</sup> *Kobler v. Austrian Republic* 事件<sup>(30)</sup>で、ヨーロッパ司法裁判所は、最上級審裁判所の判決がEU法違反となる場合、違反された規則が個人に権利を与えることを意図し、違反が充分に重大で、違反と被害者の損害に直接の因果関係があるならば、その加盟国は損害賠償の責を負うと判示した。そこで、締約国・加盟国の裁判所が、信頼に背いて、ブラッセルズ条約・規則を適切に適用しなかった場合、被害を受けた当事者から同締約国・加盟国に対するEU法違反についての損害賠償請求の可能性がある。<sup>(31)</sup>しかし、現実には、その要件を満たすのは困難であろう。

ブラッセルズ規則の施行にあたって、大英帝国とアイルランドは、その適用を受けるか否かの選択権を有していたが、適用を受ける選択をした。今後、本稿で検討した三判例と類似の事件処理にあたっては、ヨーロッパ司法裁判所の解釈

に従う義務を負う。イングランド裁判所や訴訟当事者は、本稿で検討したような対応策を模索しつつ、締約国・加盟国の裁判所が信頼されるに足る条約・規則の適用をするか注視していくことになろう。

- (1) 本稿の一部は、同志社大学東京講座(二〇〇五年二月一九日、於同志社大学東京オフィス)での講演に使用した。
- (2) OJ L 12 (2001). 正式名は、英文では、Council Regulation No 44/2001 of 22 December 2000 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters (民事及び商事事件における裁判管轄および裁判の承認・執行に関する二〇〇〇年十二月十二日理事会規則)。Council Regulation No.2201/2003 of 27 November 2003 concerning Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters and the Matters of Parental Responsibility (婚姻及び親の責任についての裁判管轄および裁判の承認・執行に関する二〇〇三年十一月二十七日理事会規則)(通称「ブラッセルズⅡ規則」と区別して、ブラッセルズⅠ規則と呼ぶ)とある。
- (3) 民事及び商事に関する裁判管轄・判決執行に関する条約 (Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters)。署名地にちなんで「ブラッセルズ条約」と言われている。
- (4) 条約は批准手続が必要であるため、ブラッセルズ条約の各改正版に、各締約国が個別に批准することになっていた。そこで、全締約国が条約の最新版に批准するまで相当の年月を要し、その間は締約国間で異なる版の条約が効力を有しているという状況があった。これに対し、理事会規則はEU加盟国に直接に効力を有するので、全加盟国で同時にかつ速やかに発効し、加盟国間での統一も促進された。
- (5) デンマークを除く。デンマークは、ヨーロッパ共同体条約(EG Treaty)の第四編(Title IV)に関する特別措置を根拠に、この理事会規則に加わらない決定をした(ヨーロッパ共同体条約およびEU条約に付属のデンマークの立場に関する議定書参照)。ため、デンマークとの関係ではブラッセルズ条約がひきつぎ適用されてきた。しかし、二〇〇五年一月一九日に、デンマークは理事会規則に加わることをECとの間で合意した(Agreement between the European Community and the Kingdom of Denmark on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, Official Journal 2005/L 299/62)。この合意の発効時期は、批准手続が済んだことの通知があつてから六ヶ月後となっている(一一二条)。
- (6) 前文第一九パラグラフ。

ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈

同志社法学 五八巻二号 四三六（八七六）

- (7) 1988 Lugano Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters.
- (8) ブラッセルズ条約については、その条約という法形式上、「締約国」という語を用い、ブラッセルズ規則については、EU加盟国に直接に効力を有するので、「加盟国」という語を用いるが、本稿のテーマとの関係では、両者に実質的違いはない。デンマークがブラッセルズ規則に加入した後は、「締約国」という語を用いる必要はなくなる。
- (9) 本稿では、連合王国のうち、イングランドとウェールズの両法域を指してイングランドと呼ぶことにする。
- (10) [http://www.dca.gov.uk/civil/procedures\\_fhv/contents/parts/part06.htm#rule6\\_20](http://www.dca.gov.uk/civil/procedures_fhv/contents/parts/part06.htm#rule6_20)
- (11) それ以前の状況は、わが国でも岡野祐子「ブラッセル条約とイングランド裁判所」（二〇〇二年、大阪大学出版会）などによって紹介されている。
- (12) ヨーロッパ司法裁判所（European Court of Justice）は、締約国・加盟国の裁判所の求めに応じ、条約・理事会規則の規定の解釈・適用に際して先行判決（preliminary ruling）を下すことが出来る。ブラッセルズ条約につき、Protocol on the interpretation of the 1968 Convention by the Court of Justice (Official Journal 98/C 27/01) 参照。ブラッセルズ規則に於て、二〇〇三年施行版のEC条約（EU条約）およびNice条約との統合版「Consolidated Versions of the Treaty on European Union and of the Treaty Establishing the European Community」（2002/C 325/1）第三三四条参照。
- (13) Case G-116/02 [2003] ECR I-14693.
- (14) Case C-159/02 [2004] ECR I-3565.
- (15) Case C-281/02 [2005] ECR I-1383.
- (16) 文献は、イングランドで発行されたものを中心に、フランスのものも参照する。
- (17) ブラッセルズ条約前文、ブラッセルズ規則前文第二、一六、一七パラグラフ参照。
- (18) 当事者や証人の住居所や準拠法などを考慮する。
- (19) *Splida Maritime Corporation v. Canuslex Ltd.* [1987] A.C. 460. コンニヒュンヌ（*conveniens*「ラテン語」は、単なる便利を（*convenience*）だけであらへ、より広い適切性を示す概念である（*Splida* 事件判決四七四頁参照）。
- (20) 第三条（ブラッセルズ規則第三条および附則I）により、各国の伝統規則の下での管轄原因のうち、過剰管轄と考えられるものを列挙し、それらはブラッセルズ条約・規則の適用範囲内の事件では適用されないことを明確にしている。



- (21) 第一七条二項(ブラッセルス規則第二三条三項)により、締約国・加盟国に住所を有しない当事者間の管轄合意で指定された締約国・加盟国の裁判所は、裁量によって管轄を拒否できる。また、第二二条(ブラッセルス規則第二八条)により、締約国・加盟国の裁判所は、他の締約国・加盟国の裁判所に関連訴訟が継続している場合、裁量によって、訴訟を中止し、場合によっては管轄を拒否することができる。
- (22) *Owusu* 事件 [1996] 法務官意見の脚注二一六によると、オランダに限られた形で存在する。
- (23) この違いの歴史的背景として、イングランドでは、裁判官に対する民衆の信頼とプラグマティズムがあったため、フォーラム・ノン・コペンヘニエンスが大した支障なく発展したのに対し、フランスでは、“*Dieu nous garde de l'équité des Parlements*” (“パルルマン(司法院)である高等法院) による法律の条文にとられない裁きから我々を守り給え”) という格言に従い、管轄権について裁判所を拘束する方がよいと考えられてきた<sup>1)</sup>とを指摘する見解がある (Fawcett, *Declining Jurisdiction* (一九九五年, Oxford University Press) 所収 Gaudemet-Tallon 執筆担当部分一七七頁)。
- (24) EU加盟国の中では、コモン・ロー諸国は、大英帝国(但しスコットランドはシビル・ローの影響も大きい)、アイルランドで、マルタもコモン・ローの影響が強い。その他の加盟国はシビル・ロー諸国に分類される。
- (25) この短所に対応し、イングランドでは、裁量行使については、基本的に第一審裁判所の判断を尊重し、それを上級審裁判所が覆すのは、裁量行使が明らかに不合理な場合か明らかに誤った法理によっている場合に限られている。また、被告がフォーラム・ノン・コペンヘニエンス法理の発動を主張して時間と費用の浪費を惹き起こした場合、損害賠償の責を負うと考えるがある (Briggs and Rees, *Civil Jurisdiction and Judgments* (第三版、二〇〇二年、LTL) 二二〇頁)。
- (26) *Official Journal* 1979/C 59/71、第七七・七八パラグラフ。ブラッセルス条約に新締約国がある度に作成されたこのようなレポートは、ブラッセルス条約の解釈の際に、状況に応じて適切なウエイトをかけて考慮することができる(一九八二年 Civil Jurisdiction and Judgments Act 第三条三項参照)。
- (27) 例えば、ルガーノ条約に関して、*Aiglon v Gau Shan* 事件 [1993] 1 Lloyd's Rep 164。
- (28) 普通裁判籍を定める第二条。
- (29) 特別裁判籍を定める第五条など。
- (30) ブラッセルス条約第四条(ブラッセルス規則も同じ)。
- (31) Harolds事件でも、Dillon 裁判官および Bingham 裁判官が Schlosser レポートはこの問題を扱っていないと考えた ([1992] Ch 72、九六・



一〇一頁）。

- (32) S & W Bensford plc v. New Hampshire Insurance [1990] 2 Q.B. 631; Arkwright Mutual Insurance Co. v. Bryanston Insurance Co. Ltd. [1990] 2 Q.B. 649.
- (33) [1992] Ch 72 (CA).
- (34) Ladelinor SA v. Interconfianz SA (C-314/92 Official Journal 1992/C 219) (事件簿から消去 (Official Journal 1994/C 103/9)).
- (35) Harris, "Stays of Proceedings and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 933, 936.
- (36) *Ibid.*
- (37) 第六〇条に法人の住所の定義規定が導入された。
- (38) ブラッセルズ条約の下では、法人の住所の定義は各加盟国の国際私法規則によって決まる（第五三条一項）。
- (39) Peel, "Forum non conveniens and European Ideals" [2005] Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly 363, 373.
- (40) 第五三条一項。
- (41) 一九八二年 Civil Jurisdiction and Judgments Act 第四二条。
- (42) 第六〇条。
- (43) 大英帝国では、会社の登録事務所 (registered office) がこれにあたる（二二項）。
- (44) Peel, "Forum non conveniens and European Ideals" 2005 Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly 3 (Aug), 363, 371.
- (45) 二〇〇三年施行版の EC 条約 (EU 条約および Nice 条約への統合版) (2002/C 325/1) では第二九三条。
- (46) Fentiman, "English domicile and the staying of actions" (2005) 64 Cambridge Law Journal 303, 304; Peel, "Forum non conveniens and European Ideals" 2005 Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly 3 (Aug), 363, 367.
- (47) ブラッセルズ条約・規則第四条。
- (48) ブラッセルズ条約に関して Kaye, "The EEC Judgments Convention and the Outer World: Goodbye to Forum non Conveniens" [1992] JBL 47, 50.
- (49) Muir-Wart, ヨーロッパ司法裁判所の Owusu 事件判決の評釈 (二〇〇三) 92 Revue Critique de Droit International Privé 340, 341.
- (50) Hagen 事件判決 (365/88) [1990] E.C.R. I-1845 の傍論。

- (51) この議論の可能性を示唆するものとして、Cuniberti, “Forum non conveniens and the Brussels Convention” [2005] 54 ICLQ 973, 975.
- (52) ブラッセルス条約に関して、Kaye, “The EEC Judgments Convention and the Outer World: Goodbye to Forum non Conveniens” [1992] JBL 47, 75.
- (53) Cuniberti, “Forum non conveniens and the Brussels Convention” [2005] 54 ICLQ 973, 980.
- (54) [英] Advocate General (15) avocal general. ヨーロッパ司法裁判所において、独立の立場から裁判所に対して判決を提案する官職。
- (55) 第一六四・一六五パラグラフ。
- (56) 第二六〇・二六一パラグラフ。
- (57) 英文名は Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms。同条約はEC条約以前の一九五〇年に欧州評議会 (Council of Europe) のもとで作成された。
- (58) 第六条は、公正な裁判を受ける権利を規定し、一項は、審理を合理的な期間内で受ける権利などを規定する。
- (59) 第二七〇パラグラフ。
- (60) 本事件を担当した九人の裁判官のうち、コモンロー国出身の者はいなかった。
- (61) 第四一パラグラフ。
- (62) ブラッセルス条約前文。
- (63) 第四二パラグラフ。
- (64) 第四三パラグラフ。全ての国内法の違いが域内市場の作用を妨害するとの前提で、加盟国間の相違を払拭する立法はEUの権限内であるという主張により、インタランドの全ての国際私法が破壊されることが懸念されるものとして、Briggs, “The Death of Harrods: Forum Non Conveniens and the European Court” [2005] L.Q.R. 535, 540.
- (65) 第四四・四五パラグラフ。
- (66) Harris, “Stays of Proceedings and the Brussels Convention” [2005] 54 ICLQ 933, 950.
- (67) Cuniberti, “Forum non conveniens and the Brussels Convention” [2005] 54 ICLQ 973, 974.
- (68) Peel “Forum non conveniens and European ideals” [2005] Lloyd’s Maritime and Commercial Law Quarterly 363, 370; Briggs “The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice” [2005] II Zeitschrift für Schweizerisches Recht 231.

- 245; Harris, "Stays of Proceedings and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 933, 937.
- (69) Cumberti, "Forum non conveniens and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 973, 977-9同註。
- (70) 前述した Schlosser ノートも同註。
- (71) 被告ではなく原告の利益を保護するのは、ブラッセルズ条約・規則の制度の通常理解と逆である点を指摘するものとして、Briggs, "The Death of Harrods: Forum Non Conveniens and the European Court" [2005] L.Q.R. 535, 538.
- (72) Muir-Wart, ヨーロッパ司法裁判所の *Owusu* 判決の注釈 九二 (二〇〇三) Revue Critique de Droit International Privé 340, 341.
- (73) もし、ヨーロッパ司法裁判所がフォーラム・ノン・コンベンニエンス法理による訴訟の中止を認めていれば、イングランド裁判所でフォーラム・ノン・コンベンニエンス法理の適用を審理するまで最初の事故から九年近くもたっていたことを理由に、「この事件では手続は中止されなかつただらう」という見方 (Briggs "The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice" [2005] II Zeitschrift für Schweizerisches Recht 231, 247) がある。
- (74) Harris, "Stays of Proceedings and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 933, 939. (但し、この著者は結論的に、ヨーロッパ司法裁判所の判決を支持してゐる)
- (75) Peel, "Forum non conveniens and European ideals" 2005 *Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly* 3 (Aug), 363, 374.
- (76) ブラッセルズ規則第二二条。
- (77) ブラッセルズ規則第二三条。
- (78) ブラッセルズ規則第二七条。
- (79) これらの規定は、被告が締約国・加盟国に住所を有しなくとも適用される。
- (80) これを批判する評釈として、Fenman, "English domicile and the staying of actions" (2005) 64 *Cambridge Law Journal* 303, 304.
- (81) *Official Journal* 1990/C 189/35
- (82) *Official Journal* 1990/C 189/35, 47. この文はルガーノ条約の問題を Jentard・Mollat ノート (Official Journal 1990/C 189/07 第五四ページから受け継いでいる)。
- (83) Droz [1990] *Revue Critique de Droit International Privé* 1, 14.
- (84) Droz, *Compétence judiciaire et effets des jugemens dans le marché commun* (一九七二年、Dalloz) 第一六四—一六九パラグラフ。

- (57) Harris, "Stays of Proceedings and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 933, 946. ㊦㊧㊨。
- (58) 第一七六号リマニオン。
- (59) Case C-387/98, [2000] ECR I-9337 第一九パラグラフ。
- (60) Gaudemet-Tallon, *Compétence et exécution des jugements en Europe: règlement no. 44/2001: conventions de Bruxelles et de Lugano* (110011年第三版) L.G.D.J. 第一三三ノットマトン; Briggs, "The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice" ([2005] II Zeitschrift für Schweizerisches Recht 231, 248). ㊦㊧㊨。
- (61) Harris, "Stays of Proceedings and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 933, 944.
- (62) The Eleftheria [1970] P 74; The Elantra [1981] 2 Lloyd's Rep 119.
- (63) The Nile Rhapsody [1992] 2 Lloyd's Rep 399; [1994] 1 Lloyd's Rep 382. ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿。
- (64) Peel, "Forum non conveniens and European ideals" [2005] Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly 363, 376; Briggs, "The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice" [2005] II Zeitschrift für Schweizerisches Recht 231, 249.
- (65) [2005] EWHC (Comm) 898.
- (66) (1992) Revue Critique de Droit International Privé 333.
- (67) Harris, "Stays of Proceedings and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 933, 947.
- (68) Peel, "Forum non conveniens and European ideals" [2005] Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly 363, 376.
- (69) Briggs, "The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice" [2005] II Zeitschrift für Schweizerisches Recht 231, 250.
- (70) 例え44' ノランズ44 Société Mignera Di Fragne, 一九七四年二月二十六日 Cour de Cassation 判決 (Ponsard 44 48 註釈44 [1975] Journal du Droit International (CLUNET) 108; Holleaux 44 48 註釈44 [1975] Revue Critique de Droit International Privé 491)
- (71) 例え44' ノランズ44 条約 51 v. Eli Lilly & Co v. Novo Nordisk AS [2000] 1 ILPr 73; ルガーノ条約 51 v. Ace Insurance Co v. Zurich Insurance Co [2001] 1 Lloyd's Rep 618. ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿ Anton Durbeck GmbH v. Den Norske Bank ASA [2003] QB 1160.
- (72) Cumberti, "Forum non conveniens and the Brussels Convention" [2005] 54 ICLQ 973, 980; Peel, "Forum non conveniens and European

ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈

同志社法学 五八巻二号

四四二 (八八二)

ideals” [2005] *Lloyd’s Maritime and Commercial Law Quarterly* 363, 367. ②同註

(101) 第四一パラグラフ。

(102) 第四〇パラグラフ。

(103) 第一四一条一項(ブラッセルズ規則第一六一条一項)。

(104) Harris, “Stays of Proceedings and the Brussels Convention” [2005] 54 *ICLQ* 933, 941.

(105) Pentman, “English domicile and the staying of actions” (2005) 64 *Cambridge Law Journal* 303, 304.

(106) っれと実質的に同じ見解をOvusu事件以前に指摘していたものと「Gautemet-Fallon, “Forum non conveniens: une menace pour la convention de Bruxelles (a propos de trois arrêts anglais récents)” [1991] *Revue Critique de Droit International Privé* 491, 518. しかし、「大陸法の法律家としての観点」として (Id. 509頁)、「フォーラム・ノン・コンヴェニエンス法理は予見可能性を損ねるので、まれにしか適用されず、訴訟の遅延戦術のためだけに使われることのないよう希望する (Id. 523頁)。

(107) っれをOvusu事件以前に指摘していたものと「North and Fawcett, *Cheshire and North’s Private International Law* (第一三版一九九九年、Butterworths) 265.

(108) わが国で議論されている「訴権の濫用」に類似の概念である。

(109) Collins, *The Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982* (1983年、Butterworths) 46 (MacShannon v Rockware Glass事件 [1978] A.C. 795を引用する)。

(110) Case C-365/88 [1990] ECR I-1845, 第一七二〇パラグラフ。

(111) 前述のとおり、ブラッセルズ規則六〇条二項は、大英帝国の registered office が statutory seat になると規定し、一項で statutory seat が住所になるとしていることから、registered office の所在地が住所となる。

(112) ブラッセルズ規則第五九条一項が各締約国の国内法による規定し、イングランドの場合、一九八二年 Civil Jurisdiction and Judgments Act 第四一条三項六項で同推定規定を置く。

(113) 訴訟差止命令は、イングランド内部でエクイティ裁判所がモンロー裁判所の訴訟に対して一九世紀の初頭に発して以来、長い歴史を持つ。今では、一九八一年 Supreme Court Act の第三七条一項により、裁判所は適切と考えるすべての場合に暫定的・終局的な差止命令を発することを一般的に認められており、訴訟差止命令もこの規定に制定法上の根拠を有する。

- (114) Airbus Industrie GIE v Patent 事件 ([1998] 2 W.L.R. 686) 判決は貴族院に追認されたヨーロッパの Société Nationale Industrielle Aérospatiale v Lee Kui Jak 事件 ([1987] A.C. 871) の枢密院 (Privy Council) 判決。
- (115) 但し、シビル・ロー諸国の裁判所が発令する可能性が全くないわけではない。フランス破棄院が発した類似の命令につき、Banque Worms in Brachot 事件判決 (二〇〇二年十一月二日) ([2003] Revue Critique de Droit International Privé 816 (Muir-Wat に於て評釈)) 参照。ただし、この命令は、ブラッセルズ条約・規則の事項的適用範囲外である (ブラッセルズ条約第一条二項二号、ブラッセルズ規則第一条二項b号) 破産事件において発令された。また、ヘルギー裁判所が合衆国裁判所の訴訟差止命令に対抗して訴訟差止命令を発した例 (一九八九年十二月一日ブラッセルズ第一審裁判所長の命令 [1990-1] RW676) に於て、Fawcett, *Declining Jurisdiction in Private International Law* (一九九五年、Oxford University Press) 所収 Fallon 執筆部分一七頁。
- (116) ドイツの裁判所が、ドイツ裁判所への自由なアクセス権の憲法上の保障が損なわれるとして、イングランドの訴訟差止命令のドイツでの送達を拒否した例 (Oberslandesgericht, Dusseldorf [1996] I.L.Pr. 320) を参照。
- (117) [2000] Q.B. 345 (CA)。
- (118) 三六二—三六三頁部分の Laws 裁判官の判決 (他の裁判官も同意)。
- (119) Turner v Grovit (Case C-159/02) [2004] ECR I-3565。
- (120) 同旨の見解を述べる評釈者も多い。例えば Muir-Wat, Turner 事件の貴族院判決についての評釈 (二〇〇三) 92 Revue Critique de Droit International Privé 117, 124-125; Hartley, "Antisuit Injunctions and the Brussels Jurisdiction and Judgments Convention" (2000) 49 ICLQ 166, 171. 貴族院判決の Hobhouse 裁判官も同意意見を表明した ([2001] UKHL 65 HL [2002] I.L.Pr. 28 第二六三—二六四頁)。
- (121) 第二八パラグラフ。
- (122) 第二九パラグラフ。
- (123) 第三〇パラグラフ。
- (124) Flannery, "The end of anti-suit injunctions?" 154 (2004) New Law Journal 7130; Dickinson, "A charter for tactical litigation in Europe?" [2004] Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly 273, 276; Turner 事件判決以前にこの結論を支持する意見を表明した者のうち Ambrose, "Can Anti-suit Injunctions Survive European Community Law?" (2003) 52 International & Comparative Law Quarterly 401, 417.

- (125) スpain法の下でも、少なくとも法文上は、全ての手続において信義則の遵守が要請され、明らかな濫用事例では申立てを却下する権限が裁判所に与えられているものとする。Mendez, “Abuse of Procedural Rights: Spain and Portugal” (Taruffo (編) *Abuse of Procedural Rights* (1999, Kluwer) 所収) 一八一頁参照。
- (126) Dickinson, *id.* 273.
- (127) 例えは、Gross, “Anti-suit injunctions and arbitration” [2005] L.M.C.L.Q. 10-27. 著者が、イギリスと裁判官であり、イギリスとでは裁判官の意見の影響力が大きい。
- (128) Briggs, “Anti-suit Injunctions and Utopian Ideals” 120 (2004) *Law Quarterly Review* 529, 533参照。
- (129) *Id.*, 530.
- (130) Hartley, “The European Union and the Systematic Dismantling of the Common Law of Conflict of Laws” [2005] 54 *International & Comparative Law Quarterly* 813, 822.
- (131) Taruffo, “General Report, Abuse of Procedural Rights: Comparative Standards of Procedural Fairness” (Taruffo (編) *Abuse of Procedural Rights* (1999, Kluwer) 所収) 五頁参照。
- (132) モーロン司法裁判所の判決前に、ベルギーと区別を示唆しようとしたことについて、Ambrose, “Can Anti-suit Injunctions Survive European Community Law?” (2003) 52 *International & Comparative Law Quarterly* 401, 422.
- (133) 回註の解説について、Muir-Wat, モーロン司法裁判所のTurner事件判決の解説 (二〇〇四) 93 *Revue Critique de Droit International Privé* 654, 659; Kruger, “The anti-suit injunction in the European judicial space: Turner v Grovit” (2004) 53 *International & Comparative Law Quarterly* 1030, 脚注一八に対応する本文。
- (134) Briggs, “Anti-suit Injunctions and Utopian Ideals” 120 (2004) *Law Quarterly Review* 529, 530.
- (135) Dickinson, “A charter for tactical litigation in Europe?” [2004] *Lloyd’s Maritime and Commercial Law Quarterly* 273, 277; Briggs, “Anti-suit Injunctions and Utopian Ideals” 120 (2004) *Law Quarterly Review* 529, 532 へ回註。
- (136) Ambrose, “Can Anti-suit Injunctions Survive European Community Law?” (2003) 52 *International & Comparative Law Quarterly* 401, 417 へ回註。
- (137) [2001] *EWCA Civ* 1755.



- (138) Muir-Wat, ヨーロッパ司法裁判所の Turner 事件判決の評釈 (二〇〇四) 93 *Revue Critique de Droit International Privé* 654, 663.
- (139) Muir-Wat, Turner 事件の貴族院判決についての評釈 (二〇〇三) 92 *Revue Critique de Droit International Privé* 117, 124-126; Muir-Wat, ヨーロッパ司法裁判所の Turner 事件判決の評釈 (二〇〇四) 93 *Revue Critique de Droit International Privé* 654, 662.
- (140) Hartley, 'Antisuit Injunctions and the Brussels Jurisdiction and Judgments Convention' (2000) 49 *ICJLQ* 146; 脚注一七の四頁。
- (141) Dickinson, "A charter for tactical litigation in Europe?" [2004] *Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly* 273, 279.
- (142) これに対し、非加盟国との訴訟競合に適用されるイングランドの伝統規則では、フォーラム・ノン・コンヴェニエンス法理の下での裁量にあたり、訴訟競合を勘案することになっているので、総合的に見てイングランドが最も適切な法廷地であると判断される場合は、訴訟は中止されない。したがって、全ての訴訟競合を除去することを目的とはしていない。
- (143) The Taty 事件 [1994] *ECJ I-5439*.
- (144) 欧州評議会の人権委員 Gil-Robles 氏の二〇〇五年六月イタリア訪問のレポート (CommDH (2005) 9, 14 December 2005) 第一一・一二パラグラフ参照。ヨーロッパ人権裁判所がイタリアに対して下した判決のほとんどが訴訟手続の過度の遅延に関するものであったこと、民事裁判の結審まで平均八年を要すること、民刑事合わせると、イタリアの全人口の三〇%近くの人々が何らかの判決を待っている状態であることが述べられている。
- (145) Gross, "Anti suit injunctions and arbitration" [2005] *L.M.C.L.Q.* 10, 26-27; 同じ指摘をする。
- (146) Karai and Holloway, "Commercial options open after Europe kills anti-suit injunctions: Ball is now in the national courts who must prove worthy of confidence shown in them to act justly and consistently" 二〇〇四年六月九日六頁なども同じ指摘をする。
- (147) 例えば、スペインにおいて、欧州評議会の人権委員 Gil-Robles 氏の二〇〇五年三月スペイン訪問のレポート (CommDH (2005) 8, 9 November 2005) 第五六パラグラフおよびそこに列挙されたヨーロッパ人権裁判所の判決参照。
- (148) 硬直的な前訴優先の処理のこのような弊害を除くため、消極的確認訴訟の場合、訴訟競合の適用除外を提唱する見解もある。例えば、Muir-Wat, Gasser 事件のヨーロッパ司法裁判所判決の評釈 (二〇〇四) 93 *Revue Critique de Droit International Privé* 444, 462; Muir-Wat, Turner 事件のヨーロッパ司法裁判所判決の評釈 (二〇〇四) 93 *Revue Critique de Droit International Privé* 654, 663 参照。
- (149) Case C-351/89 [1991] *ECR I-3317*.
- (150) ブラッセルズ規則第二二条。

ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈

同志社法学 五八巻二号

四四六 (八八六)

- (151) Case C-116/02 [2003] ECR I-14693.
- (152) 第二八条一項(ブラッセルズ規則では第三五条一項)。
- (153) 第一八条(ブラッセルズ規則では第二四条)。
- (154) Powell Duffryn C-214/89 [1992] E.C.R. I-1745 第一四パラグラフ; *Trasporti Castelletti Spedizioni Internazionali SPA v Hugo Trumpy SPA*, Case C-159/97 [1999] ECR I-1597 第三三三-三三九パラグラフ。
- (155) Gross, “Anti suit injunctions and arbitration” [2005] L.M.C.L.Q. 10, 24.
- (156) 訴状は之和解を真剣にきえよせざるものはなごうごう理由は積極的評述をその面を以てするは Bantz, “Who Decides On Jurisdiction Clauses?” [2004] LMCLQ 25, 28.
- (157) Muir-Wart, エーロッパ司法裁判所の Gasser 事件判決の評釈 (二〇〇四) 93 *Revue Critique de Droit International Privé* 444, 463 同註。
- (158) ブラッセルズ条約第二八条一項、ブラッセルズ規則第三五条一項参照。
- (159) 同註指摘を以て “Dodd and Canning, “Arbitration: another feather in the cap? Increasing certainty and security in contracts” *Lloyd’s List* 二〇〇五年八月二四日号六頁 (著者はロンドン法律事務所訴訟部門担当弁護士)。
- (160) Mance, “Exclusive Jurisdiction Agreements and European Ideals” (2004) 120 L.Q.R. 357, 358 同様に見ゆ。
- (161) *Id.*, 361
- (162) Karahi and Holloway, “Commercial options open after Europe kills anti-suit injunctions: Ball is now in the national courts who must prove worthy of confidence shown in them to act justly and consistently” 二〇〇四年六月九日六頁も同註指摘を以て。
- (163) 船主や船主責任相互保険組合 (P&O トラスト) の消滅時効援用のごとく、Woo, “Hari Bhum ruling revives fortunes for anti-suit injunctions: London arbitration clauses likely to find new favour” *Lloyd’s List* 二〇〇四年十一月十五日号六頁参照。
- (164) Bunn “ASIS-the tide has turned” 154 (2004) *New Law Journal* 7143 同註。
- (165) Hartley, “The European Union and the Systematic Dismantling of the Common Law of Conflict of Laws” [2005] 54 *International & Comparative Law Quarterly* 813, 820 同註。
- (166) Gross, “Anti suit injunctions and arbitration” [2005] L.M.C.L.Q. 10 同註。
- (167) Mance “Exclusive Jurisdiction Agreements and European Ideals” (2004) 120 L.Q.R. 357, 360 同註。この評釈の筆者は控訴院における裁

判官である。

- (168) *I.d.*, 363.
- (169) ヨーロッパ人権裁判所は同条約の下で設立され、ヨーロッパ司法裁判所とは異なる組織である。
- (170) シュラルタル人の欧州議会の選挙権についての *Mathews v United Kingdom* 事件 (24833/94) (1999) 28 E.H.R.R. 361 (ECHR))
- (171) ブラッセルス規則第二七条。
- (172) *Mance* “Exclusive Jurisdiction Agreements and European Ideals” (2004) 120 L.Q.R. 357, 360.
- (173) *Briggs* “The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice” [2005] II *Zeitschrift für Schweizerisches Recht* 231, 239 脚注59.
- (174) *Official Journal* 1979C 59/124 第一コナン・ランタン。
- (175) *Mance* “Exclusive Jurisdiction Agreements and European Ideals” (2004) 120 L.Q.R. 357, 358 同註。
- (176) *Hartley, Continental Bank v. Aeakos* 事件の控訴審判決の評釈 (一九九四) 19 *EL Rev* 549, 552.
- (177) 同註指摘の「*Asarotis* “Anti suit injunctions for breach of a choice of forum agreement: a critical review of the English approach” (1999) 19 *Yearbook of European Law* 447, 脚注109.
- (178) *Gross*, “Anti suit injunctions and arbitration” [2005] *L.M.C.L.Q.* 10, 25.
- (179) *Muir-Watt*, *ヨーロッパ司法裁判所のGasser事件判決の評釈* (二〇〇四) 93 *Revue Critique de Droit International Privé* 444, 461.
- (180) *Ibid.*, 同註。
- (181) [1994] 1 *WLR* 588 (CA).
- (182) *Briggs* “The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice” [2005] II *Zeitschrift für Schweizerisches Recht* 231, 239注1。第二二条を適用しな根拠として「不道德な原因からは訴権は生じな (*ex turpi causa non oritur actio*)」をこの法談を引用する。
- (183) *Collins* なる編集集 *Dacey and Morris, Conflict of Laws* (第二三版二〇〇〇年) の Rule 32(4) 参照。同書はイングランド国際私法を忠実にルールをリステイトするものとして高い権威を有している。
- (184) *Collins* なる編集集 *Dacey and Morris, Conflict of Laws* パラグラフ二二・二二四。

- (87) Angelic Grace [1995] 1 Lloyd's Rep 87 (Millett裁判官)。
- (88) Sohio Supply Co v Galoil (USA) Inc [1989] 1 Lloyd's Rep 588 (Staughton裁判官)。
- (89) Donohue v Armo [2002] 1 Lloyd's Rep 425 (貴族院)。
- (90) ローロン司法裁判所のTurner事件判決以前にこの考え方を提唱したもののために、Ambrose, "Can Anti-suit Injunctions Survive European Community Law?" (2003) 52 International & Comparative Law Quarterly 401, 422.
- (91) Baatz, "Who Decides On Jurisdiction Clauses?" [2004] LMCLQ 25, 28-9同註。
- (92) Rogerson "English Interference in Greece Affairs" (1994) CLJ 241, 242.
- (93) 例え、拙著*Claims for Contribution and Reimbursement in an International Context: Conflict-of-laws Dimensions of Third Party Procedure* (11000年、Oxford University Press) 179.
- (94) Muir-Watt, ローロン司法裁判所のTurner事件判決の評論 [2004] 93 Revue Critique de Droit International Privé 654, 662.
- (95) 例え、拙著 "Anti-suit injunctions and arbitration" [2005] LMCLQ 10, 18 著者、インタランド裁判官による。
- (96) 同註の「評釈」に「Karali and Holloway, "Commercial options open after Europe kills anti-suit injunctions: Ball is now in the national courts who must prove worthy of confidence shown in them to act justly and consistently" Lloyd's List 11000四年七月九日六頁 (Gasser事件のTurner事件の評釈)。」
- (97) Speares "The comfort of an exclusive jurisdiction clause may not exist: Ensuring that you get your desired jurisdiction is not as simple as once thought given recent cases concerning anti-suit injunctions" Lloyd's List 11000四年一〇月六日五十六頁 (Shaw and Croft法律事務所のHua Forbesの発言による紹介)。
- (98) "Prinacorn plunges Freshfields, B&M, CC into jurisdiction row" The Lawyer 11000五年八月一日号。
- (99) "Germany: Freshfields, Linklaters win settlement for lenders" The Lawyer 11000五年一〇月三十一日号。
- (100) Trasporti Castelletti SpA v Hugo Trumpy SpA. Case C-159/97 [1999] ECR I-1597. この事件では、この普通の船荷証券中の「この普通のインタランド裁判管轄条項にたいして、イタリアの裁判管轄が否定されるかどうかを決めるのに、イタリア裁判所は八年も費した。」
- (101) 再保険契約の撰取条項が、本保険契約の管轄合意を撰取するのに充分明確であったかどうかは、このAG Europe v. Ethniki [1998] 4 All



- 迅速さと実効性がある」とし、ロモン・ローはこの救済方法を発展させたことに自信をもつべきであるとするのは、Gross, “Anti suit injunctions and arbitration” [2005] L.M.C.L.Q. 10, 26.
- (213) [2005] ILPr. 30; [2004] EWCA Civ 1598.
- (214) [2005] 2 Lloyd’s Rep. 257; [2005] EWHC 454 (Comm).
- (215) 第三二条四項。
- (216) ブラッセルズ規則第三四条一項。
- (217) Gross, “Anti suit injunctions and arbitration” [2005] L.M.C.L.Q. 10, 25の同旨。
- (218) Bum “ASIs-the tide has turned” (2004) 154 New Law Journal 7143.
- (219) Woo, “Hart Bunn ruling revives fortunes for anti-suit injunctions: London arbitration clauses likely to find new favour” Lloyd’s List 1100 四年十一月十五日号六頁; Dodd and Canning “Arbitration: another feather in the cap?: Increasing certainty and security in contracts” Lloyd’s List 1100五年八月二十四号六頁; Muir-Wat, “ヨーロッパ司法裁判所のTurner事件判決の評釈（1100四）93 Revue Critique de Droit International Privé 654” 662.
- (220) Baatz, “Who Decides On Jurisdiction Clauses?” [2004] LMCLQ 25, 28の指摘。
- (221) Ambrose, “Can Anti-suit Injunctions Survive European Community Law?” (2003) 52 International & Comparative Law Quarterly 401, 415の同旨。
- (222) [2002] 1 Lloyd’s Rep. 425 (CA).
- (223) Briggs, “Distinctive aspects of the conflict of laws in common law systems: Autonomy and agreement in the conflict of laws”同志社法学（1100五）第三〇八号（五七卷三号）一一頁、第三六六パラグラフ。
- (224) 例えは、Continental Bank NA v Aekos Compania Naviera SA [1994] 1 WLR 588, 598の注、損害賠償が救済方法として実効性に欠けることを指摘した事。
- (225) [2001] EWCA Civ 1755.
- (226) 同じくインダランド裁判所を指定する専属管轄合意に反して提起された裁判の費用について、損害賠償請求を認めた判例として、A/S/ D/S Svendborg D/S of 1912 A/S Bodies Corporate trading in partnership as “Maersk Sealand” v Akar [2003] EWHC 797 (Comm) を参照。

- (227) ｷﾞﾗﾝﾄﾞ言ﾌﾞﾗﾝﾁのBriggs, “Distinctive aspects of the conflict of laws in common law systems: Autonomy and agreement in the conflict of laws” 同誌社法字 (11005) 第三〇八号 (五七卷三号) 一一頁、第二五パラグラフ。
- (228) [2002] 1 Lloyd’s Rep. 425 (CA).
- (229) Briggs, “Distinctive aspects of the conflict of laws in common law systems: Autonomy and agreement in the conflict of laws” 同誌社法字 (11005) 第三〇八号 (五七卷三号) 一一頁、第四一パラグラフ。
- (230) 仲裁合意違反の損害賠償請求を認めた事例として *Manorani v. Carapelli SPA* [1980] 1 Lloyd’s Rep. 375 (CA) を挙げる。
- (231) 管轄合意違反の損害賠償請求は、本稿では論じられなかった様々な問題を内包し、それらについては他日を期した。
- (232) Briggs, “Distinctive aspects of the conflict of laws in common law systems: Autonomy and agreement in the conflict of laws” 同誌社法字 (11005) 第三〇八号 (五七卷三号) 一一頁、第三五パラグラフ。
- (233) TanYeo, “Breaking Promises to Litigate in a Particular Forum: Are Damages an Appropriate Remedy?” [2003] L.M.C.L.Q. 435.
- (234) Tham, “Conflict of laws Damages for breach of English jurisdiction clauses: more than meets the eye” [2004] L.M.C.L.Q. 46.
- (235) Blobel and Spah, “The Tale of Multilateral Trust and the European Law of Civil Procedure” (2005) 30(4) European Law Review 528, 546  
 の指摘。
- (236) Ambrrose, “Can Anti-suit Injunctions Survive European Community Law?” (2003) 52 International & Comparative Law Quarterly 401, 415; Gross, “Anti suit injunctions and arbitration” [2005] L.M.C.L.Q. 10, 25; Karali and Holloway, “Commercial options open after Europe kills anti-suit injunctions: Ball is now in the national courts who must prove worthy of confidence shown in them to act justly and consistently” 一一〇四年六月九日六頁の同註。
- (237) Gross, *ibid.*
- (238) Briggs, “Distinctive aspects of the conflict of laws in common law systems: Autonomy and agreement in the conflict of laws” 同誌社法字 (11005) 第三〇八号 (五七卷三号) p.111 第三一パラグラフ。
- (239) 第二二条 (ブラッセルズ規則では第二七条)。
- (240) 第二二条 (ブラッセルズ規則では第二八条)。
- (241) Gross, “Anti suit injunctions and arbitration” [2005] L.M.C.L.Q. 10, 25 の指摘。



ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈

同志社法学 五八巻二号 四五一（八九二）

- (242) Briggs, "Anti-suit Injunctions and Utopian Ideals" 120 (2004) *Law Quarterly Review* 529, 532.
- (243) それを指摘するものとして、Briggs, "Distinctive aspects of the conflict of laws in common law systems: Autonomy and agreement in the conflict of laws" 同志社法学 (二〇〇五) 第三〇八号 (五七巻三号) 二二頁、第三二二頁以下。
- (244) それを指摘するものとして、Briggs "The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice" [2005] *II Zeitschrift für Schweizerisches Recht* 231, 258.
- (245) Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements. 英語の条文は、[http://www.hech.net/index\\_en.php?act=conventions;text&cid=98](http://www.hech.net/index_en.php?act=conventions;text&cid=98)に掲載されている(二〇〇六年一月二〇日現在)。
- (246) 第五条二項参照。
- (247) ヨーロッパ司法裁判所意見Op. 103 (二〇〇六年二月七日) 参照。
- (248) ハーグ合意管轄条約第二六条六項は、この条約の締約国は、かつ、この条約に加盟している地域の経済統合機関の加盟国でない国に、いずれの当事者も居所を有していない場合には、この条約は、当該地域の経済統合機関の規則の適用に影響しないと規定する。
- (249) ハーグ合意管轄条約第四条二項。
- (250) Briggs, "The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice" [2005] *II Zeitschrift für Schweizerisches Recht* 231, 241 G 指摘。
- (251) Hartley, "Antisuit Injunctions and the Brussels Jurisdiction and Judgments Convention" (2000) 49 *ICLQ* 166, 171-91, それを指摘。
- (252) Briggs, "The Impact of Recent Judgments of the European Court on English Procedural Law and Practice" [2005] *II Zeitschrift für Schweizerisches Recht* 231, 232.
- (253) 例えば、Hartley, "The European Union and the Systematic Dismantling of the Common Law of Conflict of Laws" [2005] 54 *International & Comparative Law Quarterly* 813-828; Gross, "Anti suit injunctions and arbitration" [2005] *L.M.C.L.Q.* 10-27.
- (254) 例えば、訴訟競合の規律について、ブラッセルズ条約・規則のうちに単純に前訴を優先させるのは、シビル・ロー諸国の典型的処理では認められていない。
- (255) Dickinson, "A charter for tactical litigation in Europe?" [2004] *Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly* 273, 278-91, それを指摘。
- (256) 二〇〇三年 Comprehensive Country Monitoring Reports (二〇〇六年一月二〇日現在 [http://www.europa.eu.int/comm/entlawgenent/report\\_](http://www.europa.eu.int/comm/entlawgenent/report_)



